

平成27年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年6月12日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 27 年第 2 回奥多摩町議会定例会議事日程[第 2 号]

平成 27 年 6 月 12 日 (金)

午前 10 時 00 分 開議

会 期 平成 27 年 6 月 9 日～6 月 12 日 (4 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	一般質問 (7 名) 1. 3 番 高橋 邦男 議員 2. 7 番 師岡 伸公 議員 3. 4 番 原島 幸次 議員 4. 1 番 石田 芳英 議員 5. 9 番 須崎 眞 議員 6. 6 番 村木 征一 議員 7. 2 番 宮野 亨 議員	---
3	---	各常任委員会、議会運営委員会及び下水道事業特別委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	---	議員派遣について	決定
5	---	町長あいさつ	---

(午後 2 時 42 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長 (前田 悦男君) 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日に限り、町広報担当者が議場内で写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願います。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 7 名であります。これより、通告順に行います。

初めに 3 番高橋邦男議員。

〔3 番 高橋 邦男君 登壇〕

○3 番 (高橋 邦男君) おはようございます。今回、2 件の質問をさせていただきます。

1 点目ですが、白丸調整池ダム落石対策工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

白丸調整池ダム対岸が 4 年前の落石により通行止めとなっていますが、都や町のご理解

で第1期工事が昨年9月より始まりました。予定では工事期間は27年5月下旬とのことで、その後、第2期工事も予定されています。

25年3月議会の一般質問における答弁では、工事は3年ほど要すると伺っていますが、現在、鳩の巣駅をおりる観光客やハイカーの方々から、「通行止めの解除はいつごろになるんでしょうか」、と尋ねられることがよくあります。また、歩道のない国道411号を歩かれている方も多くいます。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目、現在の落石対策工事の進捗状況と今後の見通しについて教えてください。

2点目、今後、通行止め解除までの間、観光客やハイカーの方々への通行止めについて、周知徹底をどのように図りますか。また、国道の歩行に対する安全確保をどう考えていますか。

2点目です。町の「高齢者熱中症等対策事業」についてお尋ねいたします。

この3月の予算特別委員会において、地元生活館等を利用した「高齢者熱中症等対策事業」について、期間の延長と、高齢者のひきこもり防止対策として捉えるというお話があったと記憶しています。私も、この事業が熱中症対策にとどまらず、高齢者のひきこもり防止や生きがいがづくり対策事業であってほしいと願っています。

もしも、「高齢者熱中症等対策事業」の範囲を高齢者の皆さんの「お茶のみ話の場」まで考えていただければ、外出の機会の少ない高齢者の方にとってもありがたい話であると思います。また、地域の住民皆さんの交流の場にもなるはずですよ。

もちろん、そのような事業を実施するためには、自治会や地元各種団体、住民皆さんの理解と協力が必要になることはもちろんのことです。

そこで、次の質問にお答えください。

1点目、「高齢者熱中症等対策事業」での生活館等の利用状況について教えてください。

2つ目、町としては、「高齢者熱中症等対策事業」の範囲を高齢者の「お茶のみ話の場」まで考えておられるのかどうか。

以上2点2件、質問のほうをよろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、白丸調整池ダム落石対策工事の進捗状況についてであります。白丸調整池は、青梅市御嶽にある多摩川第三発電所に発電用の水を送るためにつくられた水量調整用ダム

で、東京都交通局が維持管理をしております。

この右岸に当たる歩道は、白丸調整池ダムを管理するための巡視路として設置されたものでありますが、下流側は鳩の巣溪谷遊歩道を経て古里駅に、上流は数馬峡遊歩道を経て奥多摩駅につながっていることから、大多摩ウォーキングトレイルとして、また、町の森林セラピーロードとしても位置づけられております。四季を問わず、多くの観光客の方々に利用されております。

ご質問の1点目の、現在の落石工事の進捗状況と今後の見通しであります。この巡視路の山腹には、かねてより多くの浮き石や露出した石が多くあったことから、東京都交通局において平成21年度から3カ年計画で落石防護工事を行っておりましたが、計画2年目の平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により、この巡視路への倒木や落石が数カ所で発生し、特に山腹上部から大きな石が落下し、途中に設置されていた鋼鉄製の落石防護柵を破壊したことなどから、危険防止のため、震災以降も引き続き通行止めとなっております。

交通局では、平成25年秋に法面の健全度調査として、巡視路上部、山腹斜面の不安定な岩などの状況を確認したところ、今後も広い範囲で石や岩が落下する危険が予想されるとの結果が出たことから、これらの岩石を安定させるために、平成26年度から落石対策工事を実施しております。

この工事の進捗についてですが、ダム躯体から数馬峡橋までの全体を、下流から「ブロック1」「ブロック2」「ブロック3」に分け、平成26年度から平成27年6月にかけて、「その1工事」としてブロック1とブロック2を施工いたしました。

この落石対策の工法は、ロープ伏工、かごマット工、除去工、防護柵工などであり、最も施工箇所が多いのはロープ伏工で、これは山腹の転石や浮石等、広範囲の岩塊をロープで固定する工法であります。また、湖畔の巡視路近くでは、防護柵工や、かごマット工法が主な工事となっておりますが、この、「その1工事」は、平成27年6月10日までを工期として、調査費を含め3億700万円余りの費用を要して行ったものであります。

今後の見通しにつきましては、「その2工事」として、数馬峡までのブロック3を発注するに当たり、平成27年度には、工事の設計精査、施工箇所が私有地であることから、地権者への承諾依頼、また、自然公園法で指定する特別地域であることから、環境省への手続等を行い、平成28年度には、「その2工事」としてブロック3を施工し、平成29年春の全線完了を予定しているとのことであります。

このことにつきましては、3月11日の落石以来、町に多く来町する、山ガールを含めた

いろいろな人たちの利用のために、早く実行してほしいということで、交通局の新田交通局長にもじかにお会いして、町の白丸ダムを建設した経緯等も含めて、町の観光振興のために一刻も早くやってほしいという要請を何回もやってまいりました。

その結果、非常に大きな金額がかかるということで、当初は非常に長期間を要するというものでありましたが、今申し上げましたように、3カ年で相当の額をですね、建設に費やし、安全で安心して通れるような状態にしたいということで、現在進めているところでございます。

次に、2点目の、今後、通行止め解除までの間、観光客やハイカーへの通行止めの周知徹底をどう図るのか、また、国道の歩行に対する安全確保をどう考えるか、についてであります。通行止めの周知につきましては、現在、管理者である東京都交通局によりを現地に周知看板を設置しているほか、「広報おくたま」5月号でも、東京都交通局からのお知らせとして、この通行止めの詳細を写真とともに掲載しております。

また、町及び一般財団法人おくたま地域振興財団、一般社団法人奥多摩観光協会、奥多摩ビジターセンターの各ホームページでも、通行止めの告知を掲載しております。さらに、観光協会が発行しているトレイルマップにも通行止めであることを掲載するとともに、詳細については問い合わせをしてほしい旨を掲載し、問い合わせがあった場合には、迂回路が国道となること、国道に歩道がなく道幅も狭いので、通行には十分な注意が必要であることをお伝えし、周知の徹底を図っております。

また、国道の歩行に対する安全確保につきましては、議員からもご指摘のとおり、この区間の国道には歩道が設置しておらず、また、道路幅員も狭く危険なため、国道への歩道設置につきましては、国道411号線を管理している東京都西多摩建設事務所に対して、協議会などの機会を通じて要望しており、今後も増加傾向にある観光客が安心して歩行できるよう、引き続き要望してまいります。近日中に行われます西多摩建設事務所との連絡協議会においても、この問題について強く要望してまいりたいと考えております。

次に、町の高齢者熱中症対策事業についてのご質問にお答え申し上げます。

この事業は平成25年度から開始したもので、東京都の補助金を活用し、高齢者の熱中症等の予防、啓発及び閉じこもりによる事故を防ぎ、あわせて高齢者の見守り体制の推進を図ることを目的に実施しているものであります。

事業の実施の背景として、近年の真夏の猛暑による熱中症患者の増加があります。特に平成24年度の熱中症による死亡者のうち、8割が65歳以上の高齢者であり、さらに死亡した方の6割がひとり暮らしの高齢者であったことなどから、東京都においても、各区市

町村に対し、熱中症等対策事業の実施依頼がありました。

このため、平成 23 年度に自治会の各集会施設にエアコンを設置したことを踏まえ、これらの集会施設を猛暑時の避難場所として開放していただき、高齢者のみならず、地域住民の皆さんが気軽に利用できる快適な場所を提供することで、熱中症リスクの軽減を図るため、実施したものであります。

具体的な内容としましては、7月1日から9月30日までの3カ月間を開放期間とし、21の自治会と委託契約を結び、基本的に施設の開放については自治会の判断にお任せをいたしました。このため、判断基準として、気象庁発表の天気予報により、東京地方の最高気温が35度以上の猛暑日になるという予想が出た場合に、福祉保健課が防災行政無線を通じて施設開放についてのアナウンスを行い、施設開放のお知らせと利用のご案内を行いました。

また、事業開始初年度の平成 25 年には、5月の自治委員会議において事業の概要を説明し、実施の前月である6月には、全自治会を対象に、古里地区、氷川地区で昼間と夜間にそれぞれ1回ずつ、計4回の説明会を実施いたしました。

開放期間終了後に実施報告書を提出していただき、あわせてアンケート調査にもお答えをいただきました。平成 25 年度は 21 自治会 30 カ所の集会施設で事業を実施していただきましたが、このうち1回も利用者がいなかった施設が6施設でありました。また、この期間中の猛暑日は、7月が6日間、8月が11日間、9月が1日間の合計18日で、この猛暑日については、どの施設においても開放をお願いをいたしました。

アンケートの回答では、「熱中症対策事業として行うことはよいが、施設を開放するだけでは利用者もなかなか集まらない」「猛暑日がいっなのか事前にわからないので利用者も管理者も予定がつけづらい」「高齢者が真夏の暑いなか、生活館まで歩いていくことが危険である」などのご意見があった一方で、自治会の7割以上が事業の継続実施を希望されております。

こうしたことから、平成 26 年度も継続して実施いたしましたが、開放期間を7月、8月の2カ月間とし、各自治会の意向を踏まえ、手挙げ方式の実施とする。複数の集会所がある自治会では、実施場所を選定できる。猛暑日に、熱中症への注意喚起のアナウンスはするが、開放するかどうかは自治会の判断とする。施設に来られない方への戸別訪問等も含めたパンフレットの配布、高齢者を対象とした熱中症予防の啓発事業を実施する。利用人数の把握のため、自治会は日誌への記載及び管理を行う。など、内容を改めて実施をいたしました。

このような内容の変更を踏まえ、平成 27 年度におきましても、高齢者の皆さんを熱中症から守るため、引き続き継続して実施する予定であります。

ご質問の 1 点目の、高齢者熱中症等対策事業での生活館の利用状況についてですが、平成 25 年度は 21 自治会の 30 施設で事業を実施し、初年度ということもあり、熱中症等対策事業以外の利用についても積極的に呼びかけをしていただいたことで、延べ 4,928 人の方のご利用をいただきました。平成 26 年度は、生活館の改修を行っていた白丸自治会を除いた 20 自治会 27 施設で実施していただき、延べ 1,998 人の方に利用していただきました。一方、平成 25 年度は 6 施設、26 年度は 1 施設について、利用者が全くない状況でございました。

ご質問の 2 点目の、町として、高齢者熱中症等対策事業の範囲を高齢者のお茶のみ話の場まで考えておられますか、についてであります。この熱中症等対策事業は、東京都の補助事業のメニューにある、猛暑時の避難場所設置の一環として実施をしているため、事業実施期間である 7 月、8 月であれば、生活館等を利用してのお茶のみ話の場であっても全く問題はありません。むしろ積極的にご利用していただきたいと考えております。

また、平成 26 年第 4 回定例町議会で議員よりご質問のありました、保健推進員活動につきましても、21 自治会から推薦をいただいた 48 名の保健推進員の皆様に、この 5 月に委嘱状を交付させていただき、保健推進員活動の積極的な実施をお願いしたところであります。こうした保健推進員活動の場としてもご活用していただきたいと思っております。

さらに、今年度、遠隔予防医療相談事業の終了により、内容を変更して実施している健康相談事業では、これまでに行ってきた生活館、福祉会館、及び文化会館において、健康相談員、管理栄養士による健康相談を実施しておりますが、今後もこの健康相談事業をより多くの自治会でも実施していただき、年間を通じて健康の増進と地域の活性化を図っていきたいと思っておりますので、事業の実施場所として生活館を大いに活用していただきたいと考えております。

町では、21 自治会の 30 カ所の集会施設を、地域の交流の拠点として積極的に活用していただきたいと考えており、このため、軽微な改修への補助金も予算化しておりますので、7、8 月の熱中症等対策事業にとどまらず、年間を通して、高齢話のお茶のみ話の場など、地域住民皆様の交流の場として活用していただくよう、改めて、自治会並びに住民皆様のご協力をいただきながら、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3 番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。

1点だけ、再質問させていただきます。

白丸調整池ダムの落石対策工事のほうなんですけどね、先ほどの答弁で、東京都に対して強く町のほうも要請していると。ただ、多額の費用もかかるし、いろんな手続等もあって、時間等も非常にたくさんかかるというようなお話を聞きました。確かに場所が急斜地、それからガレ場で、非常に大変なところは承知していますので、時間等、あるいは費用がかかるのは当然かなと思います。

そこで、質問としては、そのことをやはり住民の皆さんとか観光客の方々、そういう方々にやっぱり理解してもらって協力してもらおうということが大切だと思うんですね。いろんな周知徹底の中で、看板を立てたり、広報、あるいは観光協会等でのホームページ等、いろんな方法で周知徹底を図っているとは思いますが、それだけではなかなか理解してもらえない部分も多々あるんじゃないかなと思うんですね。

そこで、ちょっと具体性に欠けるかもしれませんが、質問としては、住民の皆さんや観光客の皆さんに、理解、協力を得るために、大切なことは何だと思っているかということなんです、その周知徹底という面で。答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3番高橋邦男議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

今、議員からもお話がありましたとおり、1つにはPRの周知というのは大切だと思いますが、それ以外に、問い合わせ等があった場合の親切丁寧な対応というのが非常にもう一方で大切になってくるかなというふうに思っております。

そういった中で、観光案内所のほうなんですけれども、今の建物、外から階段で上がらなければいけないとか、ドアが木製であるというようなことで、若干入りにくい部分もございまして。こういった中で、案内所の対応としましては、今、営業時間中につきましてはドアを開放するですとか、そういったような、人でカバーする部分の対応もさせていただいているところです。

また、「名人・達人観光ガイドの会」というボランティアガイドの会があるんですが、こういった方が協力していただけるときにつきましては、特に繁忙期のお客さんがたくさん見える時期などで、これはそのガイドの方の人数が合ったときのみということになってしまいますけれども、朝の、外で特設の案内デスクをつくったりというようなことで対応をさせていただいてるところです。

そして、今後についても同様の対応をしていながら、工事の完了、そして開放の時期

が決定してそれが確定した場合には、今度はいつから通れますというような周知を積極的に行っていきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。

○3番（高橋 邦男君） 質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、3番高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、7番師岡伸公議員。

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） 初めに、定住化促進の今後についてお伺いをいたします。

若者定住化対策のための住宅建設が進んでおります。また、空き家対策による奥多摩への移住対策も成果を見せ始めております。3月には、久しぶりに前月比に対しての人口増が見られました。この勢いを一過性のものではなく、着実なものにするための施策がますます重要となってきました。奥多摩町を住みやすい、愛される町にしたいという願い、そして、この町を守っていききたいという願いは、住民皆様の共通の気持ちであると思います。少子化対策としての教育の充実は言うまでもありませんが、現実には動いている住宅対策の方向性を見極めていくことは喫緊の課題であるかと考えます。定住化促進のためには、町全地域の定住、人口増が理想であるというふうに考えますが、住みたいと思う若い層にとっては、現実的には、今のところ利便性の方が重視されているのではないかというふうに思います。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

1つ目です。建築前から、今建築中ですが、反響の多い小丹波地区へのさらなる定住化促進の展開はいかがでしょうか。

2つ目は、定住化の根本となる雇用の促進と近隣市町村への通勤対策についての見解はいかがでしょうか。

次に、2つ目の質問でございます。「わさび一君の活躍に期待する」

まず、ご了解をいただきたいのは、わさび一君自身がどのような立場の方であるかわからない中での質問であることを、まずご理解をいただきたいと思います。

町制施行60周年記念事業の一環として募集した町のイメージキャラクターに、わさび一君が決定され、先日の60周年記念式典でもお披露目され、各種イベントで活躍をいただいております。4月1日に辞令を交付されたわさび一君、今後の町への貢献に期待するものです。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

行事だけにとどまらず、土日等観光客対応はいかがでしょうか。

顔を出したくないけど個性を発揮したい着ぐるみ願望の層があるというふうに聞いております。

2つ目として、パフォーマンスのすぐれた専属の人を雇用すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

身を粉にして町に貢献するという辞令を受けたわさび一君ですが、着ぐるみを着て動くのは想像以上に体力が必要のようであります。先日の古里小学校の運動会では、児童に交じって、わさび一のダンスとマイムマイムをステップを踏んで踊っていたわさび一君には、思わず拍手を送りました。今後の活躍のための環境整備も必要かと思えます。方向性をお聞かせください。

以上2点、よろしくお願いいいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番師岡伸公議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、定住化促進の今後についてであります。町では、少子化、定住化の課題に緊急に対応するため、少子化及び定住化対策に特化した総合計画として、平成25年度から27年度までの3カ年で実行可能な施策を盛り込んだ「奥多摩町少子化対策・定住化対策総合計画（緊急3か年計画）」を策定いたしました。この計画では、子育て世代の家庭40世帯80人に新たに定住していただき、年少人口400人を計画目標として定めて取り組んでおります。

これまでの取り組みにより、平成27年1月末と2月末の町の総人口及び世帯数を比較すると、13人14世帯が増加しております。中でも、年少人口（15歳未満）では4人増加しており、平成22年5月以来、4年9カ月ぶりの増加となりました。

また、平成27年度を初年度とする第5期長期総合計画がスタートし、まちづくりの基本指針である基本構想において、定住化の促進に向けたゾーン別土地利用の方針を定め、第4期長期総合計画で戦略的な取り組みとして実施してまいりました奥多摩創造プロジェクトを引き続き継承し、今後10年間に見込まれる人口減少に歯どめをかけることを目標に、そのための最大の対策として、少子化対策と定住化対策を重点的に推進してまいります。

少子化対策と定住化対策の推進は、高齢者の見守りや地域コミュニティの活性化、町の基幹的財源である税収の確保、さらには町の防火・防災の任務に当たる消防団員の確保など、住民の身近な問題に直結しており、今後の町の安全・安心の確保のためにも大変重要

で、最優先課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

このため、第5期長期総合計画においては、定住化対策として町内を3つのゾーンに分け、それぞれ、「若者定住促進ゾーン」「中山間地定住促進ゾーン」「山間地定住促進ゾーン」として位置づけ、ゾーンごとに、地域の特性に合った賃貸住宅の整備や分譲地の販売など、定住促進に向けた土地利用の方向性を示しております。

初めに、若者定住促進ゾーンでは、管内のJR5駅周辺を中心として、徒歩15分圏内に安価で入居できる若者賃貸住宅の整備や、安価な分譲地の整備を計画しております。また、それ以外の地域は、中山間地及び山間地定住促進ゾーンとして、若者定住化住宅の販売、住宅や土地の条件つき譲与などを検討しており、田舎暮らしがしたい、畑仕事がしたいという方々の定住を促進してまいります。

また、都会に住む方々が都会と田舎の両方に滞在、居住する場所を確保し、それぞれの場所で仕事や余暇、趣味などのために使い分けを行い、交流を主たる目的とした交流居住の推進や、都市住民が本人や家族のニーズ等に応じて多様なライフスタイルを実現するための手段の1つとして、中長期的、定期的に滞在することを目的とした、二地域居住なども推進してまいります。

初めに、ご質問の「建築前から反響の多い小丹波地区へのさらなる展開は」についてありますが、本定例会の初日に契約案件として提出させていただき、ご決定をいただきました小丹波地内若者住宅建設事業につきましては、平成27年度では、敷地中段以下の造成工事を行い、鉄筋コンクリート2階建てのメゾネットタイプを3棟8戸建設し、平成28年3月の入居を予定しております。また、平成28年度では、周辺整備工事を行い、木造2階建てのメゾネットタイプを3棟4戸建設し、平成29年3月の入居を目指しており、全体では6棟12戸を整備してまいります。

この小丹波若者住宅の家賃及び駐車場使用料等につきましては、海沢若者住宅がそうであったように、職員で組織するプロジェクトチームにより、海沢若者住宅を参考に、低廉な家賃等を設定することで、子どもの多い若者世帯が安心して暮らせるよう検討してまいります。

今後、小丹波地区においては、古里附地内の寄附物件の活用や、その他用地の確保のめどが立った時点で、新たに検討してまいりたいと考えておりますが、小丹波地区以外にも棚沢地内の土地、あるいは定住促進のために買収させていただきました大丹波地内の土地などを活用し、安全で安心して子育てができるメゾネットタイプの若者住宅の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、平成 27 年度におきましては、今回、補正予算において審議ご提案を申し上げご決定をいただきました、長畑地内災害対策用職員住宅につきましては、台風や大雪などの自然災害時に、住民皆様の安全・安心の確保に迅速に対応できるよう、また、先ほど申し上げましたが、若者定住化が町の喫緊の最重要課題でありますので、町外の賃貸住宅に居住している職員や教員などに入居していただくことで、災害時の対応と若者の定住化対策をあわせて推進してまいりたいと考えております。

次に、「定住化の根本となる雇用の促進と近隣市町村への通勤対策についての見解は」であります。第 5 期長期総合計画では、住みたい方が住める町として、仕事をテーマとして掲げており、就労相談の窓口の設置・推進、企業等と連携した就労支援の実施、起業家や事業起こしの支援、町有地や町有財産を活用した企業誘致等、女性に魅力ある職場・地域づくりの推進などに努めてまいります。

また、企業等の誘致につきましては、住民のほとんどは傾斜地に住み、平たんな場所が少ない状況の中、難しい課題ではあると思っておりますが、住民皆さんの働く場所の確保のため、規模の大小にかかわらず誘致を促進し、町内における雇用の拡大を推進してまいりたいと考えております。

また、従来からある町内の企業や老人福祉施設などは、貴重な就労の場であることから、積極的に雇用の促進を図るとともに、町が出資する、一般財団法人おくたま地域振興財団、一般財団法人小川内振興財団、奥多摩総合開発株式会社などにおいても、森林セラピー事業を初め、さらなる観光産業や農林水産業の振興を行うことで、住民皆さんの雇用の促進につなげてまいりたいと考えております。

また、このたびグランドオープンしました「奥多摩の風 はとのす荘」につきましては、オープン以来、住民皆様の初め、多くの皆様にご利用いただいておりますが、さらなるサービスの充実を図るために、現在、従業員の追加募集を行っているところであります。はとのす荘につきましては、現在、全従業員 27 名のうち、町内在住者は 15 名と、6 割を占めておりますが、雇用の場の少ない町にあって、住民皆様の雇用の場として建設した施設でございますので、1 人でも多くの住民皆様に従事していただくことで、若者の定住化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、近隣市町村への通勤対策についてであります。当町には、公共交通機関として JR 青梅線が、また、町内を循環する西東京バスがございますが、とりわけ JR 青梅線につきましては、1 時間に 2 本程度の運行と、青梅駅における系統分離運転などの不便性が問題視され、このことが人口減少の要因とも言われております。町としても、西多摩 8 市

町村で組織する西多摩地域広域行政圏協議会を通じて、通勤・通学時における増発運行や夜間における御岳駅どまりの解消など、青梅線の利便性の向上について、毎年、JR八王子支社に要望活動を続けているところであります。

しかしながら、現状として、5,500人の人口規模と、急峻という地形条件から、一朝一夕には解決できない課題でもありますが、今後も地道に要望活動を続けてまいりたいと考えております。

一方で、5,000人余りの町にあって、電車が早朝5時過ぎから深夜1時近くまで運行されている状況は、地方都市に比べても恵まれた環境にあると思います。住民は少なくとも、多くの観光客が利用している観光地であるからこそ、維持できているものと考えております。このため、今後もさらなる若者定住化と観光振興を推進することで、JR青梅線の利用者を増加させ、利便性の向上につなげてまいりたいと考えております。

このような状況の中、このたび梅沢地域で実施しました「いなか暮らし支援住宅」の募集において、そのユニークなアイデアがテレビや新聞にも取り上げられ、250件にも及ぶ問い合わせ、72件の仮申し込み、24件の本申し込みがございました。私自身、応募された若者の申請理由を全て読んでみましたが、都会での閉塞感や孤独感を感じて暮らすよりも、奥多摩町の豊かな自然や人情、そして多くの子育て支援の中で家族とともに暮らしたい。また、通勤については、JR青梅線を利用して十分に都心に働きに行けるという意見もあり、都市に住み、奥多摩駅に移住を希望している若者の中には、JR青梅線の不便性よりも、奥多摩町での田舎暮らしに価値観を持っていることに気づき、新たな手応えを感じたところでもあります。

このようなことから、今後は町内に点在する空き家の有効活用をさらに促進するとともに、とりわけJR5駅の若者定住促進ゾーンに含まれる空き家については、町でも積極的に交渉をして、奥多摩町に移住し、JR青梅線を利用して都市に通勤すると希望している都市の若者にも大いに定住していただくよう、若者の定住化をさらに加速してまいりたいと考えております。

このように、若者の定住化あるいは青梅線の問題等々についてのご質問をいただき、ご答弁をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、町内で考えている我々の考えと、募集で来ていただいた方々のアンケート結果を見ると、むしろ逆の部分という感じがいたしております。そういう点では、Iターン、Uターン、最近では「孫ターン」という言葉が出ているそうでもあります。

この「孫ターン」というのは、この町に住んでいて、長男や次男、あるいは娘さんがお

嫁さんに外に出て、おじいちゃんやおばあちゃんだけ残ってしまい、そのおじいちゃんやおばあちゃんのところに孫が通ってきて、この町のよさを新たに認識をして、この町に、おじいちゃんやおばあちゃんのところに帰ってくる。これが孫ターンだそうであります。

この間、明治大学の小田切先生の話を書きましたけれども、島根県では、この孫ターンが盛んに今起こっていると。したがって、全国でもそういうことが起きつつあるのではないかなということで、考えていただきたいというお話を聞いてまいりました。

そういうお話の中で、はっと気がついたんですけれども、現実には、奥多摩町の中でも、件数は少ないんですけれども、あれっ、これが孫ターンではないかなということが現実に起きております。皆さんもご承知のように、小河内の、前議長である酒井さんのお孫さんが、実際には、航空整備士を取って、素晴らしい職業を持ちながら羽田空港で働いておりましたけれども、おじいちゃん、おばあちゃん、特におじいちゃんだけになったところに通ってきて、ある日、「おじいちゃん、僕はここに住みたい」ということで、職業も持たず飛び込んできて、おじいちゃんのところへ今住んでおります。

そういう部分では、小河内の振興財団の中で勤めていただくということで、今、ふれあい館で調理の仕事をしていただいております。まさしく、小田切先生のお話を聞いて、これこそが孫ターンだなという感じを受けました。

そういう意味では、今後の若者定住化の視点というのは、私自身が考えている若者を定住化されるという視点は、むしろUターンではなくてIターンではないかなと。奥多摩の自然が美しい、あるいは奥多摩自身の子育てが素晴らしい、そういう意味では、住むところさえきちっと準備してやれば、全く関係のない若者が奥多摩に居住していただけるというふうなことを強く思ったところでもあります。したがって、第1段階としては、若者の定住化住宅をそのようにしていきたい。

もう一方、答弁の中でも申し上げましたけれども、奥多摩町の職員でありながら、実家があり、しかし、実家との間に数年間の、昔は実家に多くの家族が住んでおりましたけれども、今そういう状況ではございませんので、青梅あたりの貸し家に住んで、将来、奥多摩に帰ってくるという職員が相当数おります。

この職員については、Uターンと同時に、先ほど申し上げましたように、災害時あるいは緊急の事態に、町の職員として住民の安全・安心のために活躍してほしいという願いから、補正予算の中でも提案をいたしましたように、長畑に災害住宅をつくっていきたい。この2段を進めながら、今後は若者の定住住宅については、さらに適地について幾つかございまして、計画的に毎年実施をし、住民の安全・安心、あるいは人口の増加のために、

そういう政策を継続的に実施してまいりたいというふうに思っております。

また、就業の問題でございますけれども、就業の問題で、非常にいろんなところで募集がかかります。しかし、なかなか町の人が町の中のところで就業していただくというのが少ないように感じます。決してそれらの就業の内容、あるいは金額等を含めて、低くないはずでありますけれども、なぜかなという感じがいたしております。そういう点では、今後、それらを分析しながら、特別養護老人ホームにつきましても、今、介護職員が足りない状況でございます。と同時に外部から通っている人たちが相当数おります。同じ年代の中で、それらの就職についての問題はどうか。あるいは、町が一生懸命いろんなところで雇用の場を開拓しておりますけれども、なかなか地域の住民の人たちがその雇用に入っていないという状況がございます。

そういう点で、この、一般的に議論するときには確かにいろんな議論がありますけれども、一つ一つそれらをどうしていくのかということを決しながらいかないと、一般的な論理だけではなかなか解決できない問題があるのかなという気がしておりますので、その内容等を含めながら、今後ともきめ細かな対応をしながら、そういう問題に取り組んでまいりたいと思っております。

そういう意味では、昨日、空き家対策のために住民のサポーター制度を立ち上げさせていただきました。44名の職員を任命をして、町の中の空き家について、これから十分に調査をして、その空き家をどうしていこうかというふうに私は考えております。それは、ある意味では、220戸ほどある空き家をこのまま放置しているということにはならないと思いますので、場合によってはその土地を購入させていただく。空き家を購入させていただく。あるいは、空き家のバンクをやっておりますから、奥多摩に住みたいという人がございますので、その人との仲介をしていく。そういうためにも、空き家に対する調査をしっかりとこの1年間でやって、さらにその空き家対策を実行していきたいというふうに思っております。

もちろん、国では空き家対策特別措置法が法律でできました。この法律の趣旨というのは、空き家があって、ごみ屋敷があって、そういうところが近所迷惑になると。したがって、それぞれの市町村が代執行ができるという制度でありまして、この代執行をしてその空き家を取り壊すという制度でありますけれども、それよりも少し踏み込んで、うち自身は空き家を積極的に活用していこう。そのことによって、町の活性化、若者の定住化を図っていこうということで、サポーター制度を昨日発足をし、職員の活動を始めていただくというふうに出発をいたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、「わさび一君の活躍に期待する」についてでございますが、町制施行 60 周年記念事業の一環として実施しました、町のイメージキャラクターの作成につきましては、住民皆様と周年事業の機運を高めることを目的に、また、全国に話題を提供することで、観光立町奥多摩町をPRしようという目的で、平成 26 年 8 月 1 日から 9 月 30 日までの 2 カ月間において、町のホームページにより全国的に募集を行いました。

その結果、住民皆さんを初め、全国から 474 点の応募をいただき、1 次審査で、一般の部 38 作品、子どもの部 7 作品に絞り、これを全国投票していただいた結果、「わさび一」が 1,214 票を獲得し、町でも投票の結果を尊重して、町のイメージキャラクターを「わさび一」に決定したものであります。

このようにわさび一は、デザインの募集から最終段階の人気投票まで、さまざまな機会や方法を設け、多くの方々と作り上げてきたものであり、でき上がったわさび一につきましては、本年 4 月 1 日に行いました年度初め式において、第 5 期奥多摩町長期総合計画の基本構想である「人 森林（もり）清流 おくたま魅力発信！」を実現するため、身を粉にしてPR活動を実施することを命ずる辞令を交付したところでございます。

早速 4 月 7 日には、新たに開校した奥多摩中学校の開校式への参加を皮切りに、29 日の「町制施行 60 周年記念セラピーウォーク」では、奥多摩駅前参加者の出迎えを行い、5 月 16 日、17 日の 2 日間にわたって、青梅市役所で開催されました「多摩げた食の祭典 大多摩 B 級グルメ」では、東京都で作成した「たまらんにゃ〜」を初め、西多摩地域の 7 団体のキャラクターとともに、会場の盛り上げ役として活躍してまいりました。

このわさび一につきましては、着ぐるみのほかに、「広報おくたま」を初めとする、各種刊行物、町の封筒、ピンバッジ、職員の名刺への刷り込みを行うとともに、町ホームページへの掲載も行い、普及宣伝に努めているところであります。

さて、1 点目のご質問の「行事だけにとどまらず、土日等観光客対応は」についてでございますが、現在は町関連の行事開催の折、担当職員がわさび一に入り演じておりますが、土日等の観光客への対応となりますと、頻度が多くなることから、職員だけで対応することはなかなか難しい状況にあると考えております。

次に、「パフォーマンスのすぐれた専属の人を雇用すべきと考えるが」についてでございますが、東京都が、多摩東京移管 120 周年を記念して作成しました、多摩魅力発信事業のイメージキャラクター「たまらんにゃ〜」につきましては、業者に委託している場合と職員が直接入る場合があるとのことですが、委託費用もかかることから、西多摩地域の団体では、羽村市を除き、キャラクターの着ぐるみは、それぞれ行事を主催する担当の職員で対

応しているとのことであります。当町におきましても、当面は、主に町の主催行事を中心に、それぞれ担当課の職員が対応してまいりたいと考えておりますが、パフォーマンスにつきましては、出演回数の積み重ねにより向上させていけるものと考えます。

わさびーにつきましては、シティ・セールスの一環として、多くの人に町の特産品はワサビであること、また、その知名度を一層高めていくこと、観光産業振興などにも大いに役立つことから、今後もより多くの機会に出演し、わさびーの使命である町のPRができるよう努めてまいります。

また、わさびーは2体作成しておりますので、観光協会を初め、保育園や小中学校における各種イベントや行事、その他関連団体のイベント等にも幅広く利用していただきたいと考えております。

先ほどご質問の中にありましたように、過日実施されました古里小学校の運動会では、先生と子どもたちが一体となって、わさびーのダンスといたしますかね、踊りを披露していただき、それに曲をつけ、また原大五郎が歌って、非常に大きな盛り上げがありました。

おっしゃるように、そういう意味では、いろんところでこのわさびーを活用していただきながら、それがひいては、町の一体となって、歌あるいはダンス等もなれるようになっていただければ、私としては幸いだなというふうに思います。

そういう点では、いろいろアイデアを持っているいろんな人が、いろんな活用をしていただくようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○7番（師岡 伸公君） ありがとうございます、定住化とわさびーと1つずつと思っておりましたが、町長のご答弁の中で、ゾーニングのことを詳しく説明いただきましたので、この件について再質問をするつもりでしたけども、よく理解ができました。

このことは、ちょっと先日、法政大学の人間環境学部の先生とも話をする機会がありまして、やはり全国の町村ではこういうゾーニングのことをもう少し検討して、発展的にやっぱり進めるべきだというご意見もいただきました。ただ、この急峻な我が町において、この例が全て当てはめるかどうかはわかりませんので、そこは、臨機応変に、具体的にどうしていくかということ、ぜひ具体的に町内外に発信していただければありがたいかなと思います。

それと、町長の答弁の中にその、JRの問題が出ましたけれども、私も以前から、逆に人口5,000ちょっとの町、村で、JRの駅が5つもあるというのは、全国的に見てもなかなか探せないところなんですね。ただ、幸か不幸か、ここは東京まで1時間半で行けてし

まう。それから、青梅以東の青梅線、それから中央線、山手線、これに乗る機会が非常に我々住民も多いわけですから、当然その利便性の方が強く体にも心にも残ってしまうわけですね。

でも、さっき I ターンという話がありましたけども、ほかから見ればこの魅力を非常に感じているわけなんです。だから、これをどうやってこれから具体的に発信していくか、そういうニーズに対応できる PR をどうやっていくかを、もっと広く、ある意味、ここが勝負ではないのかなというふうに私は思います。

先日の、補正のときにも、Wi-Fi が 5 駅にというお話もありましたし、そんなことも含めて、そういう具体的な発信をぜひ、逆に私たちの町民もわかってない部分、我々の責任もありますけれども、それをもっと広く、行政レベル、我々レベル、それから町民の興味ある人たちのレベルで広げていかないと、せっかくこれだけやっているものが効果がなくなってしまうのではないかと。ぜひそこを、ここはもう答弁は結構ですけれども、お願いしたいというふうに思います。

それから、もう 1 つ、町長の中で、職員で空き家対策のサポーター、それをおつくりになった。それから、就労のためにやっぱり町の中の事業所を一度見直すべきだというふうなご意見も頂戴しました。特に福祉施設、こういう高齢者の多い町ですから、そういう施設は多いんですが、残念ながら、やはり就労しても何らかの理由でやめてしまう、そういう方が多い。これはいろんな要因があると思いますけれども。

福祉課長さん、本当に福祉課の仕事は大変だなというふうに私、思いますけれども、やはりその事業所内、そういうところが、生き生きと画期的に、すぐにはできませんよ、できませんけれども、いろんな悩みに対して、やっぱり町の力をかりたい。これはお金の面だけじゃなくて、環境整備、そういう働きたいという人が本当に長く働けるような環境をやっぱり事業所内がつくっていくための、やっぱりサジェスチョンをぜひともご丁寧にやっていただきたいというふうに、これも答弁は結構でございます。もう、ぜひともお願いしたいと思います。それがなければ、町の中の就労というのは成り立たないと私は思っています。ぜひともよろしくお願ひします。重ねてお願ひします。

それでは、質問を 1 つです。2 つ目のわさび一君で質問させていただきたいと思います。町長のご答弁で私も理解するところでありましてけれども、今後は、予算的にも、それから体力的にも、可能な限りの前進を望みたいというふうに思います。

今思いついたことを幾つか述べさせていただきますが、全国的に人気の高いキャラクターというのは、やっぱり、「ふなっしー」ほど暴れる必要はありませんけども、やっぱり動

きの激しいところがやっぱりどうも人気が出ているというふうに言われています。やはりどうしても今のわさび一君、下半身、足のところの動きが、なかなか入っている人はつらいんじゃないかなというふうに思います。その辺のところをもし改善できるんだったら、そういうこともちょっと検討していただければというのが1つです。

それから2つ目は、今、ホームページ上に「おくたま魅力発信！」というところがありまして、そこにわさび一君が載っています。ここのコーナーを少し継続なものとして扱っていただいて、「今日のわさび一君」ですとか、それから以前の「おくたまちゃん」、今回表彰されましたけれども、そういうおくたまちゃんとのコラボのところですよとか、ちょっとストーリー性のあるコーナーにしてもらうといいのかなと。これを仕事と捉えるとちょっと大変なんですけれども、動画配信も含めて、少し遊び心を発信していただけたら、並行して、ありがたいかなと思います。

わさび一君のところだけご答弁をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 前段の、定住化の問題というのは、これは非常に重要な問題であり、それから過去から現在まで取り組んできた問題があるんですけども、この辺で認識を変えてもらわないといけないんじゃないかなということで、再度、私が考えている政策的な問題を含めて話をさせていただきます。

特に青梅線の問題であります。青梅線は、みんなが、不便だ、不便だ、と言うから、子どもみんな不便だと言ってるんです。実際問題として、地方を見ると、1時間に2本走って5駅があるところは、比べてみてください。したがって、従来からいろんな要望をしておりますけれども、もう少しいい電車にしてほしい、あるいは快適にしてほしい。それから、過去に要望した中で、駅を真っすぐにしてほしい。特に川井の駅がありました。現実問題として、川井の駅を真っすぐにしたら電車は通れないんですよ。そういう問題をきちっとわかっていただいて、むしろ、今、私自身が川井の駅に言っているのは、あそこのあいている広いところに人間が落ちないようにしてほしい。

今の技術であれば、電車が着いたときに落ちないように施策ができるんじゃないか。そういうことをしてほしいんだという現実的な要望をしております。

私もずっと古里駅前の、従来から皆さんが言っているような要望をしてまいりましたけれども、よく考えてみると、回り込めないんですよ。かつ、昔に比べて電車が長くなってきていますから、そういう現実的な問題がございます。

それから、奥多摩の駅は、この6年間ぐらいの間に奥多摩駅の乗降客は増えております。そういう点では、JRとしても非常にいろんな意味でやっております。したがって、私自身が言いたいのは、過去のいろんな、何十年もやって、それが現実的なものなのか。住民の皆さんには受けはいいかもしれないけれども、できないものはできないんだという、前向き、後ろ向きではなくて、住民皆さんに耳ざわりなことを言いながら、それをいつまでも引きずりながらやるというのはもうよみましょうということを私は言いたいのであります。

したがって、先ほども定住化の問題も言いましたけれども、町の住民の人たち、あるいは町の中で考えている人たちの考え方と、ここに住みたいという若者の考え方は、若干ずれがある。そういうときに、うちの町自身がどうしていくんだということを決断をし、実行していくのが私の仕事かなというふうに思っております。

したがって、今後もいろんな議論をさせてもらいたいと思っておりますけれども、どうも、そういう意味では、できるものはできる、できないものはできない。あるいは、過去にいろんな部分があったけれども、もう少し前に向かって、あるいは将来に向かって、この町をどうしていこうかということの議論をこれからもさせていただきたいなというふうに思っております。

そういう点では、いろんな意味でのご質問、定住化についてはご質問いただきましたので、私自身が考えていることについてお話をさせてもらいましたし、さらに、補足として今のお話をさせてもらいましたので、この問題は非常に緊急かつ重大な奥多摩の問題だと思っておりますので、今後とも議論をさせていただきながら、よりよい未来に向かって進めていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番師岡伸公議員の、わさび一君の活躍についてということで、再質問にお答えをさせていただきます。

私もこのゆるキャラの特徴については、もちろんその表情がかわいかったり、あるいは親しみを覚えるデザインであったりというのはもちろんでありますけれども、お話にございました「ふなっしー」までは行かなくても、その動きというのは非常に大切なパフォーマンスの要素だなというふうに思っております。

これについては町長からもご答弁申し上げたところで、職員がまだ不慣れなところはもちろんございますので、これから順次慣れてくるとは思っております。ただ、例えば、挨拶をするときに、最初に例えば右足を前に出して手を前に出すとか、拍手するときはおな

かをたたくとか、そういった誰が入っても基本的なパフォーマンスは統一できるように、そういったちょっとマニュアルのようなものを職員会に配って、誰が使っても大体の動きは基本は同じだよというところで進めていきたいなというふうに考えております。

また、町のホームページでのわさびーの掲載でございますけれども、おっしゃるとおり、充実をさせて、日記風にできれば非常におもしろくなるなど。ストーリー性というのはもちろん見ていただく方を増やすという意味においても、非常に大事なことだと考えております。行く末はフェイスブックあるいはブログ等のところまで発展できれば非常にありがたいですけれども、なかなか職員が直接これをやっていくというのは難しいかなというふうにも思っておりますので、町内にもこういう作業に非常にたけた若い方はたくさんいらっしゃいますので、ぜひともそういう方と連携して、例えば今日はこういう行事に出ましたと。こういう行事に出て、こういうことをやりましたというような日記風なところから始めて、順次、充実ができればなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 師岡議員、よろしいですか。

以上で、7番師岡伸公議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時20分から再開いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番原島幸次議員。

〔4番 原島 幸次君 登壇〕

○4番（原島 幸次君） 4番原島幸次でございます。認知症への取り組みについて質問をさせていただきます。

都内では、認知症の人は38万人を超えており65歳以上、人口の13.7%、平成37年には約60万人、65歳以上、人口の18.2%に増加すると推計されております。認知症の人への理解が深まり、地域全体で支える仕組みづくり、認知症になっても、誰もが住みなれた家や地域で安心して、暮らし続けることができる地域ネットワークづくりが必要と考えま

す。

奥多摩町では、平成 18 年度に地域包括支援センター、これは琴浦にございますが、開設されまして、介護や健康についての相談や地域ネットワークづくり等、さまざまな事業が推進されております。

そこで、次のことについて、お伺いさせていただきます。

他の自治体では、認知症の人への支援として、認知症コーディネーターの養成、認知症サポーターの養成、高齢者等らのネットワークの構築などが実践されておりますが、現在、奥多摩町の地域包括支援センターでは、認知症の人に対してどのようなことを実践されておられますでしょうか。また、これからどのようなことを推進していくのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4 番原島幸次議員の、認知症への取り組みについての一般質問にお答え申し上げます。

初めに、認知症についてですが、認知症とは、いろんな原因で脳の細胞が死んだり働きが悪くなることでさまざまな障害が起こり、生活をする上での支障は 6 カ月以上に継続している状態を言います。最も多いのが、脳の神経細胞がゆっくりと死んで脳が萎縮することで起こるアルツハイマー型、レービー小体型と言われ、認知症で次いで多いのが、脳梗塞、脳出血などのために脳神経の一部が死んでしまうことにより起こる脳血管性認知症であります。

これらの病気における、脳の細胞が壊されるため、記憶障害、見当識障害、理解力、判断力の低下などの中核症状が起こり、この結果、周囲で起こっている現実を正しく認識することができなくなります。これらの症状に、本人がもともと持っている性格、環境、人間関係などの要因が絡み合って、うつ状態や妄想のような精神症状、日常生活への適用を困難にする行動・心理症状と呼ばれる症状があらわれます。

認知症は高齢者に多い病気で、現在、65 歳以上の高齢者の 15%が認知症と言われておりますが、働き盛りの年代でも発症することがあり、65 歳未満で発症した場合を若年性認知症と言い、全国で 3 万 8,000 人の患者がいるという推定がされております。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を平成 26 年度に策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本的な考え方

として定め、1として、認知症への理解を図るための普及・啓発の推進。2として、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供。3として、若年性認知症施策の強化。4として、認知症の人の介護者への支援。5として、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進。6として、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の促進。7として、認知症の人やその家族の視点の重視。の7つの柱に基づく施策を行うとともに、市町村においても実施することとしております。

最初の「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」では、認知症への社会の理解を深めるための全国的なキャンペーンを展開し、認知症サポーターの養成と活動の支援を行い、認知症サポーターの数を平成29年度末までに全国で800万人までに拡大し、認知症サポーターがさまざまな場面で活躍してもらうことを重点に置くこととしております。このため、学校においても、認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育を推進し、具体的には、小中学校で認知症サポーター養成講座を開催することなどの取り組みが求められております。

「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」では、容態の変化に応じて、医療・介護が有機的に連携し、早期診断、早期対応を軸として、かかりつけ医の認知症対応力向上、認知症サポート医の養成、認知症疾患医療センターの整備、認知症初期集中支援チームの設置等の対応が求められており、この中では、地域包括支援センターと認知症疾患医療センターとの連携や、認知症地域支援推進員の配置も必須のものとなっております。

「若年性認知症施策の強化」では、若年性認知症の人の居場所づくり、就労、社会参加等を支援し、都道府県の相談窓口につなげるなどの調整を担うことなどに取り組むべきであるとしております。

「認知症の人の介護者への支援」では、認知症初期集中支援チーム等による早期診断、早期対応により、介護者の負担軽減を図るとともに、認知症カフェ、認知症家族会等の設置により、本人及び家族の方が安心して話し合える場を設けることとし、「認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進」では、家事支援、配食サービスなどの生活の支援、バリアフリー化の推進など、生活しやすい環境の整備、就労、地域活動、ボランティア活動等への社会参加の推進、独居高齢者の安否確認や、行方不明者の早期発見・保護を含めた地域での見守り体制の整備、詐欺などの消費者被害の防止、成年後見制度の活用促進、高齢者の虐待防止など、さまざまな施策に取り組むこととされております。

「認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の促進」では、今後、ビッグデータを活用して地域全体で認知症予防に取り組む仕組みを構築することとし、「認知症の人やその家族の視点の重視」では、認知症の初期段階でのニーズの把握や、生きがい支援を通じて施策を展開することとしております。

また、東京都においても、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）への対応として、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、地域での生活、家庭支援の強化など、総合的な認知症対策を実施し、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりなどに取り組むこととしております。

また、「地域連携の推進と専門医療の提供」では、地域の認知症専門医療機関、一般病院、かかりつけ医、地域包括支援センターなど、医療と介護が連携した支援センターの構築のため、現在、都内の12の二次医療圏に所在する医療機関に、1カ所ずつを設置している地域拠点型認知症疾患医療センターに加え、島しょ地域を除く区市町村に、新たに地域連携型認証疾患医療センターとして41カ所を設置し、合わせて53カ所の認知症疾患医療センターを通じて、認知症の専門医療相談や、医療と介護のネットワークづくりを強化していくとしております。

また、人材育成では、医療職、介護職ともに研修制度を充実させ、医療職では、認知症医療の中心を担う身近なかかりつけ医の研修を初め、かかりつけ医の認知症診断に関する相談などの役割を担う認知症サポート医の養成が重要であるとして、地域拠点型認知症疾患医療センターでの研修に加え、東京都健康長寿医療センターにおいても、認知症サポート医のフォローアップ研修、看護師等の人材育成を行うこととしております。

地域での生活・家族支援の強化では、地域包括支援センターに看護師や保健師など、認知症ケアに関して経験のあるコーディネーターを配置して、地域への訪問、聞き取り調査等を行い、かかりつけ医等と連携して、受診につなげるための取り組みを行っている区市町村へ、専門職の人件費等の補助などの支援を行っているほか、平成30年4月までに区市町村に設置することは法律で規定されている認知症初期集中支援チームについて、配置することとされている専門職の人材育成、医療機関の確保についても、区市町村における設置を支援することとしております。

以上のように、国、東京都では、認知症高齢者の増加に対応するため、さまざまな施策を行うことで、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられることを支援する体制の構築を推進しております。

ご質問の、町が認知症の人に対して実践していることについてであります。町では平成 17 年の介護保険法の改正に基づき、平成 18 年 4 月から保健福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、町の高齢者の皆さんの総合相談窓口として運営してまいりました。地域包括支援センターでは、介護保険のサービスを利用したい、最近物忘れがひどくなってきた、足腰が弱くて外出が困難になってきた、など幅広い相談に、3 人の専門職員が連携しながら、さまざまな角度から支援する体制となっており、これまで、平成 20 年度から認知症サポーター養成講座を 10 回開催し、現在 193 名のサポーターが登録されておりますが、今後も登録者を増やしていくことで、住民の皆さんが地域において認知症への理解を深めていただくことを期待しております。

さらに、今年度からは、国の方針を受け、中学生を対象としたサポーター養成講座を開催するとともに、一般住民を対象とした養成講座も、地域で 5 名以上集まれば養成講座を開催できる仕組みを引き続き実施してまいります。

また、認知症の人の家族は、介護の大変さや介護で悩んでいることを誰にも相談することができず、1 人で悩んでいる人が多いことから、平成 26 年には認知症家族の会を立ち上げ、支援することを目的に、同じ悩みを抱えている方々に、毎月 1 回、保健福祉センターに集まっていただき、介護の悩みなどを話していただいておりますが、この集まりにも地域包括支援センターの職員がかかわり、アドバイスや相談に応じております。

平成 25 年には、丹三郎の認知症グループホーム「ハッピーメイク白寿」で、認知症の入所者、認知症の方やその家族、地域住民の皆さんと交流することで、認知症に対する理解を深めてもらうことを目的に、認知症カフェが開催されましたが、月に 1 回の開催日には地域包括支援センターの職員も参加し、最近では地域にも徐々に浸透し、多くの参加者がグループホームの入居者と交流を深めております。

また、これから町がどのようなことを推進していくかについてであります。町及び東京都では、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、医療、介護、地域での生活支援、介護予防が密接に連携した地域包括ケアシステムの構築が重要であり、そのための核となる施設として、専門機関である認知症疾患医療センターの設置が必要であり、早期診断、早期治療、早期対応に向けて、認知症初期集中支援チームを包括支援センター等に設置することが必須であるとしております。

このため、町でも奥多摩病院とも連携し、早急に体制づくりを行うとともに、認知症高齢者やその家族と、医療、介護との橋渡しの役割を担う認知症地域支援推進員の確保にも取り組んでいく必要があります。今後ますます保健師、看護師等の専門職種の役割が大き

くなっていく中、その確保は難しいことは事実であり、実際、町でも保健師の確保が非常に難しい状況にあります。保健、医療、福祉の連携を一層深めていくことで、地域の認知症高齢者の把握と情報収集、訪問支援、専門的医療機関への受診勧奨など、できる限り効果的、効率的な支援を進めていくことで、認知症高齢者の対応を図ってまいりたいと思っております。

この認知症問題というのは、もう既にいろんな報道等でありまして、今後も増えていく可能性があると思います。したがって、いろんなところで、いろんな部分の構築をしながら、地域と、あるいは医療、介護等の連携をしながらしていかないと、なかなかこの問題というのは解決できないのではないかなというふうに言われております。

幸いにしてといいますか、奥多摩町においては4つの特別養護老人ホームがあります。また、「ハッピーメイク白寿」のように痴呆性のグループホームもあります。あるいは海沢にもグループホームがありますし、そういう専門的な人との連携を進めながら、よりよい奥多摩自身の問題として捉えながら進めていきたいと思っております。

また、医療との連携でありますけれども、もう既に議員の皆様方にはお話し申し上げておりますけれども、現在、奥多摩病院の院長は総合医療医であります。自治医大の出身の総合医療医であり、井上仁院長は、そういう総合医療に関しての第一人者であります。また、そこに、医局にいる井上大輔医師も、自治大学出身の総合医療医、総合医療の専門医であり、さらに、認知症の問題、あるいは総合医療の問題というのは非常に今見直されてきております。かかりつけ医、あるいは在宅訪問等を含めた、きめ細かな医療を実施することによって、今言われている認知症の早期発見、あるいは早期治療につながるのではないかなということで、研修も昨年も井上大輔医師については、その専門的な研修も受けさせております。さらには、いろんな大学との連携をしながら、今年度から新しくほかの大学病院の研修医を受け入れながら、そういう大学との連携も図っていきたいというふうに思います。

特に奥多摩の場合には、従来は、みとりはそれぞれの家庭で行われておりました。したがって、それに近い状態の訪問診療を、あるいは訪問看護を既に実施しております。しかし、件数的になかなか対応できない状況でありますから、これらも含め、井上院長と相談をしながら、今後も町自身、町がやるべきことは何かという問題について、いろいろ意見を交わしながら、この実施を図ってまいりたいと思っております。

特に、介護の問題については、今、私自身が全国町村会の代表として、委員として、47都道府県の各会長の代表として、国の介護給付費分科会に委員として出席をさせていただ

いております。昨年は、介護給付費のいろんな問題、介護給付を決める段階で、月に2回ほど出させていただきました。その中で、全国から50人ほど集まり、いろんな問題が議論されます。特に、痴呆症を持つ家族の会の意見というのは、すごく深刻な意見が出ておることも事実であります。そういう中で、都道府県の代表、市長会の代表、あるいは町村会の代表として私自身も参加させていただき、町村が抱える、あるいは小さな町村が抱える実態も話をさせていただきながら、よりよい方向で介護給付が行われるということができればいいなということで発言をさせていただいております。それぞれの団体が、自分自身のところの財源確保のためにいろいろ議論を行いますけれども、それだけでは保険者として小さな町村の介護保険料は賄い切れませんので、そういう問題についての苦言も発言をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、この問題については非常に多くの費用がかかる問題でございますので、多くの人たちの合意をいただきながら、介護の問題、痴呆症の問題に取り組んでいく、必要があるのではないかという認識でございます。

そういう点で、今後も、今月でございますけれども、介護保険給付部会がございまして、そういうところを通じながら、よりよい集約的な意見ができるように、町村の代表として私自身も取り組んでまいり、また、町自身の痴呆の問題については、医療という問題が非常に大事でございますから、奥多摩病院を核としてこの問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

○4番（原島 幸次君） ただいま、町長より、当町における認知症あるいは高齢者の問題について、施策を細かく説明していただきまして、大変ありがとうございます。

奥多摩町の病院のそばにあります保健福祉センター、あるいは地域包括センターでは、いろんなことを施策を実施しているようでございます。実際、私も自治会でこの認知症サポーター養成講座を受けまして、認知症の難しさ、今まで簡単に考えていたんですが、非常に難しい問題だなというようなことを考えました。

本年3月に発行の、当町で発行しております奥多摩町地域高齢者支援計画の中に、27年から29年までの期間なんですけど、計画の基本的な方向の中で、高齢者が安心して暮らせる地域づくりで、認知症高齢者への支援が施策に入っております。また、地域密着型サービス給付金の推移を見ますと、当町の認知症対応型共同生活介護費は、本年27年度では1,755万9,000円でございますが、10年後には、平成37年、4,056万5,000円の金額になります。非常に高齢も増えて、認知症も増えてくると、財源が必要になって、いろいろの面で非常

に大変な面になってきます。

財政面がより厳しい中でこの問題をどうしていくのか、大変重要だと思いますし、今後は、民生委員、保健推進員、自治会長を中心に、町民が、全員を巻き込んだ地域密着型サービスをしていくことが必要なのかなと思ひまして、特に福祉保健課のほうが、さらなるいろいろの施策を考えいただきまして、住んでよかった町、住みよい町にさせていただくよう、さらにお願ひいたしまして、質問ではございませんが、お願ひをいたしまして、質問を終わりにしたいと思ひます。どうも大変ありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 返答はよろしいですか。いいですね。

○4番（原島 幸次君） ええ、特に。何かありますか。特にないですよ。結構でございます。どうもありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、4番原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、1番石田芳英議員の質問に移ります。

〔1番 石田 芳英君 登壇〕

○1番（石田 芳英君） 私からは、「学校における法教育の充実について」ということでご質問させていただきます。

国は司法改革の一環として市民の司法参加としての「裁判員制度」を平成21年5月に導入しましたが、もう一方の柱である「法教育」の充実も掲げております。

従来までは、弁護士会や司法書士会等が自主的にボランティアの「出前授業」として実施していますが、平成24年度には行政書士会も社会貢献の一環として法教育推進特別委員会を設置し、出前授業を開始したとのことでございます。教材には、身近なテーマを紙芝居、パネル、パワーポイント等を使って、また、ディスカッションなども交え考えさせる事業とのことでございます。

この「法教育」とは、「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基盤になっている価値を理解し、法的な物の考え方を身につけるための教育」としており、また、もととなるアメリカでは、「民主主義の基礎的なものを理屈ではなく生きたものとして教える教育」とし、「正義とは何か、というものを小さいうちから繰り返し考える機会となるもの」としています。

現在、いろいろな事件発生が低年齢化していますが、安心安全な学校の養成、また緊急時の教職員の注意義務や警察等の通報の法的対応等、大人の問題もありますが、法的な考え方を小さいうちから身につけることが今後ますます必要になってくるのかなというふうに考えます。

以上から、基本的人権の尊重、公平とは、ルールづくり、弱者保護等の基本につきまして、子どものころから身近に考える機会が重要と思われ、内面に持つ漠然とした規範意識を合理的かつ自覚的な理解へと導くことを指向する法教育について、以下お伺いいたします。

①現在、学校における法教育の状況はどうなっているのでしょうか。

②今後の学校における法教育の取り組みや方針等について、お伺いいたします。

以上、2点についてお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番石田芳英議員の一般質問に対する答弁から行います。

河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番石田芳英議員の一般質問につきましては、教育委員会の所管でございますので、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（前田 悦男君） はい、教育長。

〔教育長 栃元 誠君 登壇〕

○教育長（栃元 誠君） 1番石田芳英議員の、学校における法教育の充実についての一般質問にお答え申し上げます。

新学習指導要領は、平成23年4月から小学校で、平成24年4月から中学校でそれぞれ全面実施されたところですが、この新学習指導要領の総則では、小学校において、児童が基本的な生活習慣、社会生活上の決まりを身につけ、善悪を判断し、人間として、してはならないことをしないようにすることを求めています。また、中学校においては、生徒が自他の命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法や決まりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身につけるようにすることを求めており、社会科を初め、道徳や特別活動など多くの科目で、法を意

識した指導の充実が示されております。

新学習指導要領では、法教育という言葉は直接的には使われておりませんが、法にかかわる基本的な知識、考え方、それを使いこなす技術を身につける教育といった表現になっています。

私たちは法に囲まれて生活をしていますが、日ごろあまりそのことを意識してはいません。しかし、さまざまな情報があふれる現代社会において、身の回りで起こるさまざまな問題をみずから主体的に考え、公正に判断し行動する力を身につけることは、とても重要なことと考えますし、新学習指導要領の教育目標である、学校、家庭、地域が力を合わせ、社会全体で子どもたちの生きる力を育む教育につながるものと考えております。

また、東京都教育委員会でも、平成 20 年 5 月に策定しました第 2 次東京都教育ビジョンにおいて、東京の次代を担う子どもたちが責任ある社会生活をおくる上で必要となる法や決まり、ルールや司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質、能力を身につけるために、法に関する教育の推進を位置づけるとともに、全国に先駆けて、学校関係者はもとより、法曹関係者等を構成員とした法教育研究推進協議会を立ち上げ、法に関する教育の考え方や進め方などを 3 年間にわたり協議し、小中学校及び高等学校の新学習指導要領に基づくカリキュラムの作成に取り組んでまいりました。

この結果、平成 23 年 3 月に「法に関する教育カリキュラム」を刊行し、法に関する教育において、育てたい児童・生徒像を明らかにするとともに、新学習指導要領に示された法に関する教育にかかわる主な指導内容、指導のポイント、各教科等の指導計画例を示し、新学習指導要領に基づく、法に関する教育を推進することとしています。

町といたしましても、新学習指導要領に基づき子どもたちに指導を行っておりますので、小中学校の児童・生徒たちが社会の一員として守らなければならない決まりや、行動の仕方を身につけ、時や場所に応じて、責任ある行動や態度をとることができるように、発達段階に応じて、お互いの人格や権利を尊重して、みずからの責任や義務を果たし、平和な社会を形成するための方策や考え方を身につける教育、いわゆる法に関する教育を大事にしていきたいと考えております。

さて、ご質問の 1 点目の、現在の学校における法教育の状況についてでございますが、小中学校において、主に道徳の時間と社会科の授業を通して法に関する教育を行っております。

まず、道徳の時間においてですが、小学校一、二年生では、身の回りの約束や決まりを見つけ、約束や決まりがあつてよかったこと、ないと困ることを話し合うことを通して、

社会生活上の決まりを身につけています。三、四年生では、決まりやマナーを守ることの重要性に気づかせ、集団や社会の決まりを守る態度を育てています。五、六年生では権利と義務について考え、法や決まりを守り正しく生きていくことで、安心して気持ちよく生活していくことができることを学んでいます。中学校では、改めて法や決まりの意味や役割を考えさせ、主体的に社会の形成に参画する態度を養っています。

次に、社会科では、4年生で、生活と密接している交通ルールが自動車や自転車の運転について定めた法や決まりであることを学び、日常には法や決まりがあり、それを守って生活していること知ります。6年生では、国会の働きを学習し、国会が国民の暮らしにかかわる法律を決める役割を担っていることを学んでいます。あわせて、国、都道府県及び区市町村が行う政治が、国会で決められた法律に基づいて行われていることも学習しています。中学校では、3年生の社会科の公民的分野で、憲法が国の政治の仕組みの根本を定める法律であることを学び、政府の権力を制限して国民の人権を保障するという立憲主義に基づいて、国民の自由や権利を守っていることを学習します。

また、社会の中で、たくさんの人々が共同して生活していくための決まりが法であることを学び、法には、憲法、国会がつくる法律、地方公共団体が定める条例などがあり、国民の権利を守るとともに、社会の秩序を保っていることを学習しています。なお、裁判員制度についても、中学校3年生で学習しています。

これ以外の教科でも、音楽や美術科では、知的財産権や肖像権、著作権などを学び、特別活動である学級活動、児童・生徒会活動や部活動では、よりよい生活を築くために、自分たちで決まりをつくって守る活動などをするなどを充実するように工夫しています。

これら法に関する教育を行う上で、小中学校ともに、外部講師については現在のところ招聘はせず、学級担任や各教科の担当教員が指導を行っております。また、通常の事業とは別に道徳授業地区公開講座を実施し、保護者、地域に授業を公開し、教育活動全体を通して、あらゆる偏見と差別をなくし、自他の人権を尊重する精神を育成するとともに、豊かな人間性を育て、いじめや差別のない豊かな人間関係を醸成するため、学校、家庭、地域が連携して推進する取り組みも行っています。

また、セーフティー教室や警察署等の指導により実施し、児童・生徒が社会の基本的ルールを取得し、非行防止、犯罪被害防止力を高め、学校、家庭、地域が連携した安全活動の充実を図っています。

この道徳授業地区公開講座やセーフティー教室は、町内の小中学校3校とも毎年実施しております。さらに、ご質問いただきました石田議員には、古里小学校、氷川小学校の

6年生に対しまして、毎年、税に関する事業を行っていただいております。税金の仕組み、税金の使われ方などについて、子どもたちの理解を深めることができいております。大変ありがとうございます。

次に、ご質問2点目の、今後の学校における法教育の取り組み方や方針等についてでございます。

今後の児童・生徒に対し対する法に関する教育につきましては、1点目のご質問でお答えしたとおり、新学習指導要領に基づいた、各教科における取り組みを継続して実施してまいります。また、石田議員のご質問にありました、弁護士会、司法書士会及び行政書士会の出前授業についても、その導入について検討してまいりたいと考えております。

なお、東京都教育委員会におきましても、平成24年度から法に関する教育指導資料を全教職員に配布しているところであり、法律実務家等の連携を通じた授業について提案がされているところがございます。今後、児童・生徒の実態に合わせて、法律実務家を招いた授業の実施についても検討してまいります。

また、教職員の研修につきましては、道徳教育や生徒指導等に関する研修におきまして、規範意識や倫理観の育成等の指導内容を含んだものを実施していますが、このたびの学習指導要領の改訂に伴い、法や決まりの意識の理解を深める指導がさらに重視されたことから、その指導力を高めるための研修についても、その内容や方法、講師の選定などについても検討してまいります。

繰り返しになる部分もありますが、東京都教育委員会が作成しました「法に関する教育カリキュラム」の中で、法に関する教育において、育てたい児童・生徒像として、「日常生活において、法や決まり、ルール及び司法を身近なものであると意識し、その意義や役割について理解するとともに、自由で公正な社会の担い手として、法や決まり、ルールを遵守したり、それらを利用して紛争の解決を図ったり、司法に能動的に参加したりするなど主体的に社会の形成に参画しようとする態度を身につけた児童・生徒」としているところから、このような児童・生徒の育成を目指した教育を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 悦男君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（石田 芳英君） ご丁寧な答弁、どうもありがとうございました。また、租税教室でもいろいろお世話になりまして、どうもありがとうございます。

1点、再質問をお願いしたいと思うんですけども、ご答弁のように、現在、大変複雑化しております社会環境の中で、生徒さんたちも非常に感受性の一番高い年ごろだと思いますので、いろいろと社会から受ける影響も大きいかなと思います。その中で、あるべき法

的な精神や規範性も若いうちから考える機会も今後ますます必要になってくるのかなと思いますので、どうぞよろしく、前向きにお願いしたいと思います。

再質問なんですけども、法教育の出前授業につきまして、ぜひご検討いただきたいと思うんですけども、東京都内とかあるいは近隣市町村の学校で、この法教育の出前授業等がどの程度行われているか。また、実施している場合にはどのような内容か。近隣の状況についてちょっと、わかる範囲内で結構ですので、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 1番石田芳英議員の再質問にお答え申し上げます。

ちょうどこの6月1日付の朝日新聞で報道されたところですが、国分寺市では昨年度から、立川市では今年度から、市内全小中学校において弁護士による出張授業を導入しています。しかし、その内容につきましては、直接、法に関する教育が中心ではなく、いじめ防止の内容に特化した授業であるというふうに聞いております。

議員からご質問がございましたので、近隣市町村の法教育の状況について確認をいたしました。その中では、青梅市の霞台中学校において、東京弁護士会から講師を招いて法に関する理解を深める学習を行っているということです。また、日の出町では、本宿小学校で、今年度より東京弁護士会に講師を依頼し、法教育を実施する予定となっているということです。この日の出町につきましては、平井中、大久野中の2つの中学校がございしますが、この中学校においても、今後、外部講師を招いた法教育を検討していくということでした。このほか、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、檜原村では、外部講師を招いた法教育を実施している学校はありませんでした。本町と同じように、道徳や社会科等の授業の中で、法に関する授業を行っているとの報告を受けております。また、模擬裁判を実施しているという小中学校につきましては、近隣市町村では全くございませんでした。

このように、多くの市町村で、模擬裁判の導入を含め、弁護士による法教育はこれから取り組みを推進していくという状況でございます。

○議長（前田 悦男君） 石田議員、よろしいですか。

○1番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、1番石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、9番須崎眞議員。

〔9番 須崎 眞君 登壇〕

○9番（須崎 眞君） それでは、2点質問させていただきます。

「消防団員報酬について」。

奥多摩町の消防団は、広大な面積を抱え、住民が安心、安全に暮らせるように日夜防災訓練に励み、また災害発生時の出動等、特に今年に入り、1月の大沢地内、4月の川井地内の火災では、山林への延焼のおそれのある中、消防団員の迅速な活動によりこれを防ぎ、河川から多くのホースを延長し、被害を最小限度に食いとめたと聞いており、ご尽力に感謝申し上げます。

全国的に消防団員の確保が難しくなっているため、総務省消防庁は、消防団員の待遇改善を促す方針を決めたようです。これは、国が消防団員に一定額の手当を支給することを前提として、地方交付税を地方自治体に配分しているものの、実際の支給額が低く、無報酬の消防団も数十に上り、このことも深刻な団員減少の背景と考えられ、今後も総務省は無報酬の消防団を公表し、待遇改善につなげたいという考えによるものです。

奥多摩町においては、消防団員の1回の出動手当が1,900円となっていますが、消防団員の皆様は、生業を持つ傍ら、住民生活の安全確保に献身的な活動をしていただいておりますが、火災出動、特に山林火災の場合には、長時間、時には翌日まで活動をすることも考えられます。

そこで、消防団員の報酬の増額について、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目、「高齢者世帯の防火対策」。

奥多摩町の住宅火災に於いては、高齢者のガスコンロ使用中、揚げ物等の消し忘れが原因で発生しているようです。今後、奥多摩町においては、高齢者世帯が進む中、つい、うっかりミスが有り、特に火災については、消火が遅れると近隣にも及び、取り返しのつかない事態になってしまいます。

高齢者の防火対策の一環として、高齢者が安全・安心して住みなれた地域で暮らせるよう、出火を防ぐためにも、高齢者世帯にガスコンロの安全装置がついている機器を推進し、これにかかわる費用の一部を補助対策ができませんか。

町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番須崎眞議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、消防団員報酬についてのご質問にお答え申し上げます。

自治体消防制度の先駆けとして、昭和22年4月に消防団令が公布され、消防団が組織されることとなり、古里村及び氷川町では昭和22年10月に、小河内村では昭和22年11月

に消防団が発足し、その後、昭和 23 年 7 月に施行された消防組織法に基づき、消防団としての活動が開始されました。

奥多摩町消防団は、昭和 30 年に 1 町 2 村が合併して奥多摩町が誕生し、町制施行とともに、16 個分団 1,000 名の団員、自動車ポンプ 5 台、小型動力ポンプ 16 台、手びきガソリンポンプ 4 台の装備で組織されました。その後、時代の変遷とともに、団員数の減少などにより改組を行いながら、平成 21 年 4 月に組織を見直し、第 1 分団は 2 部、それ以外の分団は 1 部の 6 個分団 7 部に本部分団を加えた現在の体制で活動をしております。

団員数についても、発足当時の 1,000 人から徐々に減少し、平成 15 年 9 月の条例改正で、現在の 350 名を定数としております。本年 4 月 1 日現在の消防団員の総数は 299 名で、少子高齢化、過疎化などにより団員の数も減少しておりますが、このような状況の中で、1 人でも多くの団員を確保するため、話し合いを重ね、正副団長を初めとする幹部団員の留任、役職を経験した団員が退団せずに、階級を下げ、団員として分団に残り、また、退団後も機能別団員として、町の防火・防災、住民の安全・安心のために、大変なご尽力をいただいているところであります。

現在の消防団は、地域での密着性を生かし、要員動員力及び即時対応力といった消防団の特性を生かしながら、火災、風水害、震災等の災害対応はもとより、異常乾燥時、及び年末等の特別警戒や、通常訓練、機材器具の点検、町の特性に沿った模擬火災訓練、地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図とペンを用いて、危険が予測される区域や事態をシートの上書き込んでいく図上訓練等を実施しております。

また、隔年で実施している操法大会時には、器具の取り扱いの習得、技術力の向上を得るため、各分団が切磋琢磨し、訓練に励み、これが有事の際に大きな力となってあらわれ、あわせて地域行事への協力、振興についても、地域にはなくてはならない存在となっております。

議員からご質問のありましたように、1 月の大沢地内の火災では明け方まで、4 月の川井地内の火災ではそれぞれ 100 名以上の団員が出動し、山林への延焼が危惧される中、水利を河川に求め、100 本以上のホースを延長し、全団が一致団結して被害を最小限に食いとめるなど、多くの団員が献身的に活動していただいております。

このような災害時での迅速な対応、日ごろから地域の実情に即した訓練などの活動が認められ、昨年 10 月 1 日に東京都知事から授与された東京都功労表彰に引き続き、本年 3 月 6 日に、町消防団発足以来初の消防庁長官表彰として表彰旗を授章をいたしました。

今後、町といたしましても、消防団の活動、団員の確保については、各自治会にも協

力を求めながら、支援をしてみたいと考えております。

さて、ご質問の、消防団員の報酬についてであります。先ほども触れさせていただきましたが、現在の消防団員は、機能別団員の32名を含めて299名と、年々減少していることから、各分団の団員は、降格あるいは機能別団員として消防団に残っていただくなど、現役の団員がお互いに協力し合いながら活動していただいております。また、仕事の関係や結婚などを契機に町外へ転出したにもかかわらず、郷土愛の精神から町の消防団員として引き続き活動をしていただいている団員も数多くおり、災害時、訓練時には、自家用車を使用して、燃料代も自己負担をしながら、消防団活動に従事していただいております。

このようなことから、町を災害から守り、地域の安全と安心に協力をいただいている消防団に対しては、その報酬と出動費を見直す必要があると考えております。特に、報酬については、広大な町の面積を守り、消防署も1署で、災害発生時には消防団の大きな力が必要であること、また、ふだんからの活動状況、活動範囲なども勘案し、あわせて自治体の活動状況、報酬の額などを参考にしながら、報酬の改正に必要となる特別職報酬等審議会を開催し、委員皆様のご意見を伺い、見直したいと考えております。

ただいま、答弁をさせていただきましたけれども、時代の変遷とともにですね、それぞれの家庭が、奥多摩町の良さでありました、それぞれの家庭の中で1人ぐらい、あるいは1人、消防団の活動をしようよというふうにやってみましたが、今一番悩んでいるのは、消防団の幹部が消防団にお願いに行くときに、本人のいろんな状況がいいといいいながらも、親が承諾しないという問題が発生してきております。そういう点で、非常に、昔では考えられないような、自分勝手な親が多くなってきたのかなというふうに私は考えております。

特に、先ほども申し上げましたが、常勤の消防署が1署ありますけれども、この広大な面積の中で、消防署だけでは一朝有事のときに間に合いません。皆さんもご承知のように、火災が発生したときに、一番最初に火災現場に行くのは、その地域の分団の消防団員であります。こういう人たちが一生懸命やっている部分が、まだ、ある意味では、住民の中できちんと理解をされていない人がいるのかなということは、非常に私は残念だなというふうに思っております。

したがって、若いときにいろんな意味で、議員の皆様もそうございましょうけれども、地域活動、消防団員活動を通じながら、この町のよさである絆、それによって安全・安心が守れてきたのではないかなというふうに思います。

したがって、ご質問のように、消防団員の、いろんな活動の割には報酬の額が低い

のではないかなというご質問であります。西多摩郡の7市町村の中では、檜原に次いで2番目に低いです。したがって、私の気持ちとしては、町村で瑞穂が一番高いんですけども、そのぐらいの水準まで引き上げてものではないかなという考え方を持っております。

したがって、この問題は私だけではなくて、報酬等の審議会、一般の人たちが、その額を決めていただく委員会がありますから、そこに問題提起をして検討していただき、来年度に向かって改定をしていきたいというのが私の考え方でございます。

次に、高齢者世帯の防火対策についてであります。本年5月1日現在、町の65歳以上の在宅の高齢者のみの世帯は888世帯、このうち高齢者単身世帯は519世帯で、高齢化率は47%となっております。このような状況の中、町では災害時の要配慮者対策、福祉避難所の開設などを初めとした施策を推進し、高齢者が安心して安全に暮らせるよう努めております。

災害は、風水害、雪害などの自然災害のほか、火災、感染症の流行などによるものがありますが、このうち火災については、ニュースを耳にしない日がないと言っていいほど、毎日どこかで発生しており、火災の恐ろしさは、家や財産だけではなく、尊い命まで奪い去ることもあります。

消防庁の統計によりますと、日本全国における火災の出火原因の第1位は、1,997年以降、連続して放火であり、放火の疑いを含めると年間で1万件以上も発生しております。次に多いのが台所のコンロ火災で、その過半数が火の消し忘れによるもので、特にてんぷら油火災が多くなっております。てんぷら油は、加熱から15ないし20分で発火点に達するため、つい目を離し、来客や電話に対応している間に炎が燃え上がってしまう危険があります。ガスコンロによる火災の主な原因は、調理中に鍋を火にかけてそのままその場を離れた。着ている衣服に火が、炎が燃え移ってしまった。ガスコンロの周囲に置いていた布巾に火が燃え移ってしまった。魚や器具類に付着した油かすに火がついた。など、いずれも日ごろから注意しておくことで防げることができるものであります。

また、使い終わった油を処理するため、冷めた油に油処理剤を入れて加熱しているときに火災になった事例も多くあり、調理中だけではなく、油処理材で油を処理するときもその場を離れないよう注意することや、油を処理するときは、てんぷらなどを揚げ終わったらすぐに油処理剤を入れるなどの対策が必要と言われております。

さて、議員からご提案がありました安全措置付コンロ（エスアイセンサーコンロ）は、全てのバーナーに安全センサーを搭載したコンロで、平成20年10月以降に販売されてい

る物については、簡易的なカセットコンロを除いて、全てにこの機能がついております。それ以前に販売された物は、2カ所バーナーがある場合、そのどちらか片方に設置された物でしたが、この安全措置付コンロの普及により、ガスコンロによる火災は年々減少しております。

このコンロの主な機能として、油の温度を監視して、鍋底の温度が約250度になると自動的に消化し、油の発火を防ぐ「調理油加熱防止装置」、煮こぼれなどで火が消えるとガスを遮断する「立ち消え安全措置」、コンロと魚焼きグリルの火を一定時間で消火する「消し忘れ消火機能」などが標準装備されており、万が一、火を消し忘れるようなことがあっても、火災の発生を防ぐことができるとされております。

ご質問の、高齢者の防火対策の一環として、安全装置付の機器の推進と一部補助対策についてであります。町ではこれまでも、65歳以上のひとり暮らし、または高齢者の夫婦等の世帯の方で、身体的慢性疾患があり、日常生活において常時注意を要する方を対象に、緊急通報システム事業とあわせて、火災安全システム事業を実施してまいりました。この事業は、消防署と直結した緊急システムを設置した高齢者世帯に対し、ご本人やご家族等の希望により、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システムを設置し、火災の発生等に対する迅速な消火活動及び救助を行うことで、在宅高齢者の生活の安全を確保することを目的とするものであります。

火災警報器は、室内の火災を煙または熱により感知し、災害救急情報センターに自動通報するもので、自動消火装置は、室内温度の異常上昇または炎の接触で、自動的に消火液等を噴射し火災を消火するもの。ガス安全システムは、警報器からの信号受信、ガスの異常使用、地震のときなどにガスを自動的に遮断し安全を確保するもので、これらの機器については、住民税が非課税の場合は費用負担ゼロで、その他の方についてもおおむね1割の自己負担で設置することができるものであります。

福祉保健課では民生・児童委員やケアマネジャー等からの相談、地域包括支援センター職員や見守り相談員等の家庭訪問等により、心配のある高齢者の皆様に対して、機器の設置を勧めております。しかし、火災警報器については一刻を争うことから、緊急通報システムとは異なり、発報先に確認することなく消防車が出動するため、調理の煙等を感じし火災警報が発報され、消防車が出動してしまい迷惑をかけてしまったので、緊急通報のみの設置でよい等の理由により、現在、緊急通報システムを設置している97世帯のうち25世帯では、火災警報器が設置されていない状況であります。

また、この事業では、これまでは緊急通報システムとセットで、主に火災警報器の設置

をご案内しており、自動消火装置については、設置において壁等に穴を開ける等の工事が必要なこと、ガス安全システムについては、町内でプロパンガスを供給している J A 西東京古里店舗に問い合わせたところ、ガスメーターに連動して、ガスの異常使用を電話回線を通じて昭島市の集中管理センターに通報し、ガスを遮断する方式で、例えば先ほど申し上げましたように、てんぷら油などの過熱などの場合は、15 分程度で発火温度に達することから、ガスの異常使用の時間にもよりますが、間に合わないおそれもあるのではないかとのことです。

東京都内の区市町村では、ほぼ全自治体で同様の補助制度が設けられておりますが、東京都に確認したところ、現在まで、このガス安全システムについての実績はなく、町においても平成 16 年の事業開始以来、現在まで実績はありません。

一般的に高齢者は、加齢に伴いうっかりすることが多くなったり、歩行能力や視力、聴力が低下し、身体機能の衰えが出てきております。このため、高齢者の防火対策として火災安全システムの設置も有効ではあると思いますが、火災を未然に防ぐという観点から見ると、安全装置付きのガスコンロへの取りかえは、より有効なものと考えております。

現在、町においては、若者の定住化を最重要課題として取り組んでおります。先ほど、7 番師岡議員のご質問にお答えしましたが、若者の定住化の推進は、高齢者の見守りや地域コミュニティの活性化、さらには、須崎議員からもありましたように、町の防火、防災の任務に当たる消防団員の確保など、町にとって大変重要な問題であります。

また、一方で、現実問題として、今や高齢化率が 47% の町にあって、近年、増加傾向にある高齢者世帯の火災は、森林が多くを占める広大な町にとって、また、近年、観光客が増加している観光立町の町にあって、そして、何よりも住民の安全・安心の確保のために、町ぐるみで防止していかなければならないと考えております。

議員からご提案がありましたように、高齢者の安全対策、あるいは町の防火、防災にとっても、非常に有効であると思われまますので、安全装置付きのガスコンロの設置を普及するとともに、ひとり暮らしの高齢者世帯、あるいは高齢者のみの非課税世帯につきましては、安全装置付きのガスコンロの買いかえ時に、町から一定の助成ができるように、早急に検討してまいりたいと考えております。

今、お話し申し上げましたように、この火災の問題というのは、最近では何件かありますけれども、ほぼ高齢者。それから、ガスコンロ、あるいは台所の火災であります。そういう状況の中で、今、町は、奥多摩消防署の署長に、月に 1 回、消防署でありました火災の状況、救急の状況等を含めて、消防署から報告をいただき、私と消防を担当している総

務課長でその内容を報告を受けております。

その報告については、火災の原因、あるいはどこであったのか等々を含めてご報告をいただき、先般の川井の火災については、これは完全にコンロでございまして、てんぷらを揚げていて、トイレに行って、開けた瞬間、その時間は開けたときによって火災が起きたということは事実でございしますので、そういう意味では、ひとり暮らし、あるいは2人暮らし高齢者の問題のコンロの問題というのは、ある意味では、今申し上げましたような装置を普及することによって、ある一定の部分が防げるのではないかなというふうに思っておりますので、町としては、そういう人たちに助成をして、民生委員あるいは福祉の部分から含めて、積極的に普及をするということをやってまいりたいと。

それから、この間、石川署長さんをお願いしたのは、その火災の原因等を含めて、PR活動もしていただきたいということで、消防署ではPR活動をしていくという、2つの方面で、月例報告のときに意見を交わしたという状況でございしますので、ご質問の部分については早急に対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） 須崎眞議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（須崎 眞君） 大変前向きな答弁、ありがとうございました。

ちょっとの報酬のことで、ちょっとお聞きしたいんですけど、山林火災の場合は、大変長時間に及んで、2日間にも最低及ぶのではないかなと思うんですよ。それで、1回の出動手当となっておりますが、その点、今現在はどんなようになっていますか。今後、また、その点の配慮も特段にしていきたいなと思うんですけど、答弁をお願いしたいと思います。

ガスコンロの件についても、いろいろと、大変年配の方が多くなっておりますので、ぜひ、今、町長の答弁であったのを進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 9番須崎眞議員の再質問にお答えをいたします。

現在の火災等、災害等も含めた出動手当の関係ですけれども、現在のところは、1回1,900円ということございまして、1月にございました大沢のように、2日間にわたっても、そのときには1回当たりということでした。で、出動手当をお支払いしております。

ただ、長時間にわたって、また雪害のときですとか、いろいろ何日にもわたることがございしますので、そういうときにも1回当たりということでしたので、ちょっとそこら辺も含めて、近隣の状況を見ながら、1回の金額を増額するのがいいのか、1日ごとにするの

がいいのか、それぞれの状況によって、その出動手当等も報酬の審議会の中でご検討いただいて、報酬とともに出動費もあわせて検討してまいりたいと思っております。

また、ガスコンロの関係ですけれども、町長からも答弁ございましたように、やはりこの火災、最近の火災、高齢者のご家庭、特に高齢者だけのご家庭というのは、ここで3件続いたということもございます。また、私のところでも、やはり同じような形で火災ということで、ふだん、こう、しっかりしているなど思っているけれども、やはり加齢に伴って、うっかりとその場を離れてしまったとかということが火災の原因になっているということも私も感じておりますので、その部分も含めて、このガスコンロ等の高齢者への防火対策については早急に検討してまいりますし、また、消防署とも連携しながら、PR活動等については図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。

以上で、9番須崎眞議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時から再開いたします。

午後1時46分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番村木征一議員の一般質問から行います。

〔6番 村木 征一君 登壇〕

○6番（村木 征一君） それでは、私のほうからは1件の一般質問をさせていただきます。木質バイオマス燃料の現状と販路の拡大についてであります。

最近、近隣の山林を見てみますと放置された間伐材が買い取り制度により運び出され、林内がきれいになっている山林が多く見られるようになりました。景観上も非常に喜ばしいことでございます。

反面、私が見た限りでは、林道から離れた山林については、なかなか搬出に労力がかかることから等でも間伐材が放置されたまま手がかからないようであります。

奥多摩町には多くの林道が開設されておりますけれども、間伐材の有効活用のためにも、さらなる林道の延長や新設が待たれるところでございます。

木質バイオマス燃料は現在町内では奥多摩温泉施設「もえぎの湯」で温泉の加温のため利用されておりますけれども、今後、買い取り制度が順調に推移していけば木質バイオマス燃料が供給過剰になるのではないかと考えられます。

そこで、以下についてお尋ねをいたします。

①現在の木質バイオマス燃料の需要と供給はどうなっているのでしょうか。

②買い取り制度の現状はどんな状況でしょうか。

③販路の拡大について、どう考えておりますでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番村木征一議員の一般質問にお答え申し上げます。

町の森林、林業及びバイオマス利用に関する現況及び実施状況等につきましては、平成26年第3回奥多摩町議会定例会における一般質問の際、4番原島幸次議員のご質問にお答えしたとおり、木材価格の低迷とシカ等による食害の影響で、スギ、ヒノキなどの人工林は、間伐、枝打ちなどの必要な施業が行われず、過密な状態となり、結果として、良材育成はもとより、森林の持つ公益的機能も低下する状況が続いておりましたが、平成14年度に、森林環境の再生を図るため、東京都は「多摩の森林再生事業」を開始しました。

町としましても、本事業がよりよいものとなるように、東京都に対し積極的な提案を行うとともに、専属事務局の設置や民間林業者への個別発注など、町独自の事業展開を行い、現在までに町内民有人工林の42%に相当する3,164ヘクタールの間伐事業を行い、登録業者数も12社、従事者数も91名となり、町内の雇用の創出、後継者育成はもとより、若者の定住化にもつながっております。

間伐、枝打ち事業を実施したことにより、良材育成のための環境整備のほか、花粉発生源の抑制、公益的機能の回復が図れるとともに、美林になることで、観光立町を標榜する町にとっても観光資源として役立っております。しかし、間伐された木材は、林内に横伏せされており、間伐材の有効利用は図られていない状況にあり、当町だけではなく、近隣市町村を含め全国的な課題となっております。

一方、21世紀は「環境の世紀」とも言われておりますが、地球温暖化の急激な進行が問題となり、京都議定書によりCO₂等の温室効果ガスの排出抑制が課題とされ、森林のCO₂吸収機能が見直されるとともに、クリーンエネルギーとしても注目されるようになりました。特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子

力発電所の放射能漏れ事故以降は、その傾向が高まってきております。

これら状況から、多くの森林を有し、間伐の進んでいる当町としましては、間伐材の有効利用と地球温暖化抑制のため、平成 23 年度に「もえぎの湯」に木質バイオマスボイラーを東京都の補助事業で導入するとともに、その燃料となる木材の買い取りを地域振興につなげるため、地域通貨を導入して、平成 26 年 2 月から木材の買い取り事業を開始したところでございます。

ご質問の 1 点目の、現在の需要と供給はどうなっているかについてであります。 「もえぎの湯」の木質バイオマスボイラーで使用する量が、当面必要な需要量及び供給量となっておりますが、その量は、木質チップで年間 1,300 立方メートル、原木に換算して 640 立方メートルとなります。平成 26 年度に本制度により供給された木材は、原木で 32.8 立方メートルで、花粉症発生源対策事業の 1 つであります主伐事業で伐採したものと合わせて、木質バイオマスボイラーを運転し、年間 210 トンの CO₂ を削減し、地球温暖化防止に役立っております。

次に、2 つ目のご質問の、買い取り制度の現況についてですが、平成 26 年度時点での地域通貨取扱店の登録は、食料品店、コンビニエンスストア、食堂、ガソリンスタンド、観光施設など、合計 34 店舗となっております。また、木材を搬出する登録者は、個人と団体を合わせて 5 つとなっております。平成 26 年度の買い取り額は、ただいま申し上げましたように、搬出量 32.8 立方メートルに対するものであります。搬出の全てが森林所有者ではなくボランティア団体等であったため、地域通貨のみ 9 万 3,500 円分を支払いました。

次に、3 点目のご質問の、販路の拡大についてであります。当面の目標は、「もえぎの湯」木質バイオマスボイラーの必要量の全てを本制度で賄うことですが、チップの製造を東京都が設置した大型チップパーで行っておりますが、受け入れできる木材の長さも、グラップルによりチップパーに安全に投入できる 2 メートル以上としていることや、制度開始から間もないことなどもあり、まずは搬出を促進することが必要であると考えております。

このため、平成 27 年度は、搬出機器の講習会を実施し、機器の利用による搬出手間の削減と、1 回当たりの搬出量の拡大を図ってまいります。また、搬出につきましては、森林所有者の高齢化もあり、主力がボランティア団体となっている現況から、登録団体数、登録者数の拡大が図れるよう、さまざまな機会を通じて本制度の周知を図ってまいりたいと考えております。また、原木の長さが 60 センチ程度の短い木材も持ち込めるよう、製造機器であるチップパーの購入と製造施設の整備の検討もあわせて行ってまいりたいと考えてお

ります。

このような対応により、今後、木質チップの供給量が多くなった場合には、他の公共施設や各家庭に木質ボイラーや木質ストーブが普及できるよう、補助制度の創設なども含め検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町の行政面積の94%を占める広大な森林を持つ町として、これまで実施してまいりました、環境と融和した林業の実現、木材利用と環境保全に向けた森林づくりを、国や東京都等と連携しながら、今後も推進してまいりたいと考えております。

ご質問のように、まだ途中でございまして、完全に山の全体がきれいになるまでの制度、あるいはその連携、あるいは機材の準備等が課題となっておりますので、それに向けてさらに努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（前田 悦男君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○6番（村木 征一君） 再質問はありません。終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、6番村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、2番宮野亨議員。

〔2番 宮野 亨君 登壇〕

○2番（宮野 亨君） それでは、一般質問をさせていただきます。

イノシシ・シカなどが農作物を荒らして困っている耕作地では、獣害対策として囲いに防護ネットなどを設置しているが、とても対応し切れないという町民の声を聞きました。町としても、簡易電気柵やわさび田用獣害防護ネットなど、さまざまな対策をとられていますが、獣害被害が増加することは生産農家の耕作意欲を減退、耕作放置地の増加につながります。

報道に、長野県塩尻市では鳥獣被害対策に情報通信技術（ICT）を導入、とありました。野生鳥獣の出没を感知するセンサーを設置し、イノシシなどがセンサーの近くにあらわれると、サイレンの音や光で追い払います。さらに、地元農家や猟友会に対し、出没時間と場所がメールで配信される、いわば有害鳥獣の動きを見える化を実現。出没場所に限定して保護用のセンサーつきの罠と檻を設置し、駆除対策が効果的に実施できるようになりました。動物が罠にかかるとメールで知らせ、捕獲後の処理も迅速にできます。結果、12年度には被害面積が20%まで減少、13年度では被害ゼロを達成、11年度と比べ、同地域の農家収入は約6.5倍に増えたとありました。この結果を見ると、ICTを活用すれば、野生動物の生息頭数を適正化にも応用できるのではないのでしょうか。

また、有害鳥獣保護隊員の高齢化が進んでいる中、ICT活用で見える化が進めば、奥多摩町における獣害被害の減少と鹿肉の安定供給にもつなげることができると思います。また、塩尻市では鳥獣対策以外にも、収集データを利用したサービス、子どもの見守り・土砂崩れの危険性がある箇所の情報・橋の振動を測定した健全度チェック・市域を運営する循環バスの現在位置などとして活用しています。地方創生的手段として、周辺の区市町村と連携を図りながら、情報通信技術（ICT）の導入へ向け、長期的視野に立って取り組むべきと考えます。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（前田 悦男君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番宮野亨議員の「鳥獣被害対策に、情報通信技術（ICT）導入を」の一般質問にお答えします。

ICTとは、「Information and Communication Technology」の略で、日本では、一般に「情報通信技術」と訳されております。このICTの活用について、総務省では、少子高齢化、医師不足、協働教育の実現、地域経済の活性化や、大地震など災害時の情報の横の連携などに対応するため、利活用が必要であるとしております。

長野県塩尻市におけるICTの活用につきましては、平成17年度に信州大学が民間企業と共同し、児童の登下校時の安全を確保することを目的として、「地域見守りシステム構築事業」に取り組み、ICT情報ネットワークの基盤となる無線中継器のセンサー整備を進め、平成18年度には、同じく信州大学と民間企業が共同提案として、総務省の「地域児童見守りシステムモデル事業」を申請、640台の無線中継器を設置し、世界一規模のアドホック無線センサーネットワーク網を整備いたしました。その後、平成24年度には、このネットワークを活用し、総務省所管の「ICT街づくり推進事業」を実施し、土石流情報、水位情報、市内循環バス情報などを取り入れました。

塩尻市では、これらの情報を活用することで、住民が安心して便利に暮らすことができる住環境を創出するとしております。また、獣害情報につきましても、このICT街づくり推進事業の一環として整備しており、その内容は、同事業で整備した無線センサーネットワークを活用し、中継器の近くを動物が通過すると、位置情報や出没時間がメールにより配信されるとともに、サイレンや光で追い払うシステムを構築しております。さらに、ICTのみではなく、地元猟友会による巡回もあわせて行い、これら全体の取り組みで農作物被害の軽減に効果を上げていると伺っております。

一方、当町の獣害につきましては、畑作物はもちろんですが、シカを中心とした食害に

より、ワサビ田や森林にも大きな被害が生じており、平成 17 年には食害により裸地化した川苔山山腹の大ダワがゲリラ豪雨によって崩壊し、住民の 8 割が水道水源としている川苔谷の取水口が埋没するなどした被害は、記憶に新しいところでございます。

このようなことから、町は、農業被害の対策として、まとまった農地につきましては、都の補助を受け電気柵の設置を行ってまいりました。また、小さく点在する農地には、町農業委員会と協同して簡易電気柵のあっせんを行い、購入費の半額を補助しております。この簡易電気柵は、サルやイノシシ、シカなどに対して大変効果がありますので、今後とも野生動物から農作物を守るため、あっせんを続けてまいりたいと考えております。

特にサル対策につきましては、東京都からの補助により、これまで 7 群のサルの群れに発信機を装着し、サルが山里におりてくると発信機の電波が強くなるため、散弾銃及び空気銃を使い、捕獲または山へ追い払う事業を奥多摩猟友会に委託し、被害の軽減に努めておるところでございます。さらに、平成 26 年度は、3 群に 3 基の発信機を追加装着し、サル被害の減少に努めております。

このサルの追い払い方法は、当町が全国で初めて取り組み、「奥多摩方式」と呼ばれ、現在、全国で行われているサル対策の手本になっております。また、平成 26 年度につきましては、イノシシの被害が多く発生したことから、箱わなを設置し、餌づけを行いながら、行動を把握するため、センサーカメラを設置し、捕獲作業を実施いたしました。その結果、イノシシの捕獲数が平成 25 年度は 8 頭だったものが、平成 26 年度は 24 頭と、3 倍の捕獲が実現できました。

また、森林被害の対策としましては、農作物被害に直結する林沿部はもちろん、東京都のシカ保護管理計画に基づき、人とシカの共存する多摩の豊かな森づくりを実現するため、雲取山など奥山でも、奥多摩猟友会の協力により、年間 38 回程度の捕獲事業を行い、平成 26 年度は 171 頭のシカを捕獲しております。有害鳥獣駆除隊員の高齢化対策として、後継者を確保するため、有害鳥獣駆除隊員になることを条件に、狩猟免許取得費用を補助する制度を創設し、平成 26 年度は 1 名の方がこの補助により免許を取得し新たに隊員に加わるなど、人材確保にも努めているところでございます。

さらに、野生動物の移動は県境に関係なく行われますので、より効率的に捕獲するため、埼玉県、山梨県と共同で行う共同捕獲事業も毎年実施し、効果を上げているところでございます。

ご質問の、地方創生の手段として、周辺市町村等との連携を図りながら ICT 導入に対する町の考え方についてであります。議員のご質問にもありましたように、ICT の運

用は単に獣害のみに活用するためのものではなく、児童や高齢者の見守り、防災情報、交通情報など、行政が行う事業全般に活用し、住民が安心して便利に暮らすことができる住環境を創設することにあると考えております。

したがいまして、ICTの導入には、これらの運用をどのように行うのかなど詳細な検討が必要であり、また、多額の費用も必要となりますので、まずは、まちづくり計画の指針でございます第5期奥多摩町長期総合計画の中で、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、獣害対策につきましては、野生動物が相手であり、学習能力もあるため、この対策が一番という方法はなかなかございませんが、現在は、対象動物、被害状況、捕獲状況、周辺状況等を考慮しながら、銃器とわなを併用して効果的に行っております。町といたしましては、今後も住民皆さんが安心して農作物が栽培できるよう、地元猟友会を初め、農業委員会、東京都など関係機関とも連携を図りながら、引き続き獣害対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（前田 悦男君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○2番（宮野 亨君） 再質問はございません。どうもありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、2番宮野亨議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会及び下水道事業特別委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について、を議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会及び下水道事業特別委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4 議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。ただし、予定表の記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について、議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) はい、ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。

河村文夫町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) 平成27年第2回奥多摩町議会定例会に当たり、閉会のご挨拶をさせていただきます。

本定例会につきましては、冒頭12件の議案を提案させていただきました。それぞれの議員の皆様から慎重な審議をいただき、全員の賛成をもって議決をいただき、今後、その事業についての執行を図ってまいりたいというふうに思っております。

特にその中でも、今回は、平常では6月議会については補正予算を提出しておりませんが、今、いろんなことを考えた場合に、緊急に、若者定住化あるいは若者自身をとということを含めて、町の職員の問題について、少し深く考え実行しなければいけないのではないかなということで、災害住宅の提案をさせていただきました。

この災害住宅につきましては、2年かけて5棟を建設する予定であり、その部分については職員にUターンをしてもらいたいという内容であります。5棟だけではまだ相対的には足りないのですが、今後それを含めながら、町の職員として自覚を持って住民の皆さんに奉仕をする。そういう意味では、自分の町に自宅があり、お父さんやお母さんが住んでいる。将来そういうところに帰るにもかかわらず、青梅の賃貸住宅を借りざるを得ないという状況等を勘案したときに、その住むところをきちっと手当てをしてやるということが重要ではないかなということと同時に、課せられた職員の任務としては、緊急時、災害時に町自身に早急に駆けつけ、住民のためのサービスに当たるということ、あるいは、それぞれの地域におけるいろんな催し物、あるいは消防団等に参加をして、地域と一体となって仕事をしていただくということが必要ではないかなということで、提案をさせていただきました。

この事業については、ある一定の財源が必要ですが、今回は基金の中の取り崩しをさせていただきました。したがって、後々この財源を基金に返したいと思っておりますので、今後、東京都の幹部に対し、また東京都総務局である窓口に対して、私自身が財源確保のために積極的に、また努力をして、基金に財源が返せるよう、年度末には議員

の皆様にご報告をしたいというふうに思っております。

それから、ただいま7名の議員の皆様から10件の一般質問をいただきました。それぞれ私自身がこれから町をどのように進めるか、あるいは私自身が今まで町の推進をどうしてきたかということについても含めてご答弁をさせていただきました。

今、町が一番重要だというのは、もう数年来申し上げておりますけれども、少子高齢化の中で人口が減り、若者が流出してしまう。そのことを今とめなかつたら、いつとめられるのかということで、非常に私自身は、緊急、かつ町のどうしていくかということについては、非常に危機的な状況であるというふうに思っております。

したがって、昨日の職員のサポーター会議の中でも申し上げましたけれども、あなたたちがこの町で仕事をするにおいて今一番重要なのは、町の状況がどういうことが一番大切なのか、何が起きているのか、何をなすべきか、それを私自身がお話をし、実行していこうということであるので、それに向かって一丸となって努力をしてほしいというお話をさせていただきました。

これは、非常に人ごとではありません。手を打たなければ、漫然としていけば、どんどん人口は減り、若者が流出してしまいます。その中で、私自身は、もう一度、皆様方に訴えたいのでありますけれども、自分の町のよさ、この町のよさを、どうかいろんな人に伝えてほしい。どうも今までの10年間、11年間を見ると、悪いことだけを言ったときに、それにきちっと説明していただけない、あるいは反論していただけないということ自身が、町のいろんな意識の問題に来ているのではないかなというふうに思います。

先ほどもJRの話もしました。できるものはできる、できないものはできないと言うことがこれから必要ではないかなというふうに思います。そういう点では、議員の皆様方のいろんなご理解をいただきまして、ここ十数年来の間にいろんな政策が実行できております。特に子どもや子育ての問題に関しては、今、東京都の26市23区13町村の中でも、私は飛び抜けていると思っております。我々がもっと誇りに持ってこのことを訴え、さっき申し上げました、外からの人が考えている部分というのは、本当に、そういう意味では、奥多摩に住みたい、奥多摩で子育てをしたいという声がたくさんあります。それに応えていくためにも、若者住宅施策というのは必要であるのではないかなというふうに痛感しているところでございます。

どうか、そういう意味で、そういう政策をこれからも私自身が、特に財源確保は大事でございまして、東京都に町の特事情を訴えながら、財源確保をして推進をしていきたいというふうに思っておりますので、ご指導とご協力を賜りたいと思っております。

また、もう1点は、第5期長期総合計画、これからの10年間の町の基本である、あるいは羅針盤である長期計画が出発いたしました。そういう中で、特に大事なものは、社会基盤の整備、あるいは便利さを伴ういろんな問題等でありましようけれども、下水道がこの10年間で完成いたします。また、ごみの一元化の問題、水道の一元化の問題等を含めて、住民皆様が基本的に生活していくにおいては、23区26市と同じような生活環境ができました。そういう部分で、これからそれぞれの自治体は何をしていこうかというのが大きな目的であります。

実は10日の日でございますけれども、10日の日に、「住民の幸福実感向上を目指す基礎的自治体連合」、通称「幸せリーグ」というふうに言いますけれども、これを提唱した23区の区長会の会長である西川区長が3年前にこの連合を立ち上げました。その会に入らせていただきました。その総会にも行ってまいりましたけれども、62の市町村が加盟をしております。その一番の理念は、東京大学の月尾先生、あるいは元東京大学の総長であった小宮山先生等を含めた6名の著名な人たちが顧問として参加をし、これからそれぞれの自治体が一番やるのは、住民の幸福度の問題を全面的に押し出していく。そのことに力を入れるべきではないかなというふうなことで、感激して帰ってまいりました。

それは、数年前にブータンの若い国王が来日したときに、幸せ度は何かということが言われました。そういう点を含めて、西川区長さんのところには、いろんな学者を集めた団体がありますので、そういうところで非常に研究をしてまいりまして、その会に入らせていただきました。

そういう点で、この住民の幸福実現向上を目指す基礎的自治体として、各62の自治体があるいろんな観点から議論し、その指標をつくり、その指標に沿って住民自身が何を考えているか意向調査をしながら進めるという団体でありますので、第5期長期総合計画の中にも、この幸せリーグの考えていることについて10年間の計画の中に計画として策定させていただきました。

今年から、住民が何を考え、何を幸福であるというふうに考えているかということについての指標づくりを始めまして、それに沿って幸福度の問題についてのレベルアップをしていきたいというふうに思っております。

特に、東京大学の名誉教授である月尾先生の講演をお聞きしましたけれども、月尾先生の言葉で、私たちがこの長年生きてきたと同じ年代でありまして、その中で、非常に、ああ、そうだな、ということがございました。我々の時代は、昭和39年に東京オリンピックがありました。そのときには国民は何を望んだのか。まだ白黒テレビが全家庭に普及して

いない。そういう意味では、早くテレビを買ってみたいというのがそれぞれの国民の願いであり、それを幸福だというふうに感じる部分があったのではないか。あるいは、高度成長の中では、車を持ちたい、自動車を持ちたい、あるいは電化製品をそろえたい、そういうものが目標であったのではないかなど。

しかし、今はそれが全部そろっているのではないかと。そういう中では、人と人のつながりを大事にしながら、それぞれの地域の特徴を生かしながら、自分の町は、あるいは自分の町で住む、あるいはこういうことが幸福だなということを図りながら、その自治体の行政運営をすべきでないかという提案でございます。

そういう提案を受けまして、私自身は、もちろんまだ社会基盤が完全にそろっているわけではありませんけれども、新しいこれからの10年に向かっては、住民自身の幸福度の実感の向上のために、いろんな調査をし、ご意見を聞きながら、調整を進めていきたいというふうに思っております。

どうか、これからも議員皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げます。と同時に、最後でございますけれども、この小さな町が一丸とならなかつたら、できないんです。特に、何かをやろうというときには、一丸となって、財源のない町が、東京都に対してその支援を受ける。実際問題として、平成27年度の予算の中で、町の税金は11.7%であります。それ以外の、国あるいは都の支援していただく助成金は63%であります。

先ほど申し上げました若者定住化の財源でありますけれども、これもルールではありません。確定はしておりません。町がこう言ったからといって、それを東京都は、はい、そうですか、というふうに出してくれる、そういう補助金ではありません。したがって、みんなが一丸となり、今、うちではこれが必要なんだ、奥多摩町にとってはこれは大事なんだということが一致しない限りにおいては、こういう問題を東京都に理解してもらえません。したがって、今後いろんなところで、私自身が持っている情報を議員の皆さんに提供しながら議論していただき、町が一丸となって進んでいくように、私自身、また、ここに座っている副町長以下、町の幹部が努力していく所存でございます。

本日は、大変長い間いろんな議論をしていただき、無事に定例会が終了して、いよいよ27年度のこれからの事業について、真剣に、できるだけ早く住民の皆さんに利便性が到達するような執行をするように努力してまいりますので、今後とも、議員皆様方のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で町長の挨拶は終わりました。

以上をもって、平成 27 年第 2 回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。

午後 2 時 42 分 閉議・閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員